

# 熊本県水産基本計画(素案)

～海洋環境の変化やリスクに強い「くまもとの水産業」の実現～

令和7年（2025年）〇月

熊 本 県



## 【目次】

### はじめに

基本計画の策定に当たって

- 1 策定の背景
- 2 計画の期間

### 総 論

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 くまもとの水産業の概要                  | 1  |
| 第2章 くまもとの水産業の現状と課題               | 3  |
| 1 養殖業及び漁業について                    | 3  |
| (1) 漁業産出額                        |    |
| (2) 養殖業における生産状況                  |    |
| (3) 漁業における生産状況                   |    |
| (4) 水面の総合利用と漁業秩序                 |    |
| (5) 漁場環境                         |    |
| 2 漁業の担い手・漁業協同組合                  | 16 |
| (1) 漁業の担い手                       |    |
| (2) 漁業経営                         |    |
| (3) 漁業協同組合の経営基盤                  |    |
| 3 稼げる水産業                         | 20 |
| (1) 水産物の流通・消費・輸出                 |    |
| (2) 地産地消・魚食普及                    |    |
| 4 海業等の推進による漁村の活性化                | 23 |
| (1) 浜の活力再生プラン                    |    |
| (2) 安全・安心な漁港整備や海業の推進による活力ある漁村づくり |    |
| 第3章 くまもとの水産業の発展方向                | 26 |
| 1 くまもとの水産業の発展に向けて                | 26 |
| 2 施策の基本方針                        | 27 |
| 3 基本計画の施策展開における目標                | 29 |

---

## 各 論

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| くまもとの水産業の発展に向けた基本的取組みの方向         | 30 |
| 1 海洋環境の変化に対応した持続的な漁業・養殖業の推進      | 31 |
| (1) 頻発化する赤潮への対応                  |    |
| (2) 養殖成長産業化                      |    |
| (3) 資源管理・栽培漁業の推進                 |    |
| (4) 水面の総合利用と漁業秩序                 |    |
| (5) 漁場環境の保全                      |    |
| (6) 試験研究・普及活動の推進                 |    |
| 2 水産業を支える人づくり                    | 44 |
| (1) 漁村を担う人づくり                    |    |
| (2) 意欲ある漁業者の経営安定対策の強化            |    |
| (3) 漁業協同組合の持続的な体制整備              |    |
| 3 稼げる水産業の推進と販売体制の整備              | 48 |
| (1) 県産水産物の販売力の強化                 |    |
| (2) 地産地消と魚食普及の推進                 |    |
| 4 海業等の推進による漁村の活性化                | 51 |
| (1) 浜の活力再生プランの加速化と支援             |    |
| (2) 安全・安心な漁港整備や海業の推進による活力ある漁村づくり |    |

## 資 料 編

|      |    |
|------|----|
| 用語解説 | 55 |
|------|----|

## はじめに

# 基本計画の策定に当たって

## 1 策定の背景

令和3年（2021年）2月に「熊本県水産基本計画」を策定し、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復、そして、くまもとの豊かな海づくりと稼げる水産業の実現を目指して、各種施策を推進してきたところです。

この計画では、水産業を支える人づくり、水産資源の持続的利用と水産基盤づくり、養殖業の生産性向上、稼げる水産業の推進と販売体制の整備を大きな柱として、新規漁業就業者確保の推進、スマート水産業の推進、「熊本県産あさりを守り育てる条例」に基づくあさり資源の保全及び回復等に取り組んできました。

一方で、本県の主要な漁場である有明海及び八代海では、近年、有害赤潮の発生が長期化・広域化しており、養殖業に甚大な漁業被害をもたらしています。加えて、水産資源の減少、生産資材の高騰、漁業生産構造のぜい弱化や高齢化が進行するとともに、漁業就業者数が減少するなど、本県水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いています。

我が国の水産業をめぐる環境も大きく変化しており、国においては、平成30年（2018年）12月に公布、令和2年（2020年）12月に施行された改正漁業法に基づく、新たな水産資源管理制度が創設され、科学的な根拠に基づいた水産資源の維持・回復を図っていくこととされています。

また、国際的な動きとして、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

SDGsは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っており、この14番目には「海の豊かさを守ろう（life below water）」として、海洋と沿岸の生態系を持続可能な形で管理することなどを目標としています。

このような状況を踏まえ、喫緊の課題である頻発化する赤潮をはじめとする、海洋環境の変化やリスクに強い「くまもとの水産業」を実現するため、今般、新たな「熊本県水産基本計画」を策定することとしました。



図：SDGsのロゴ

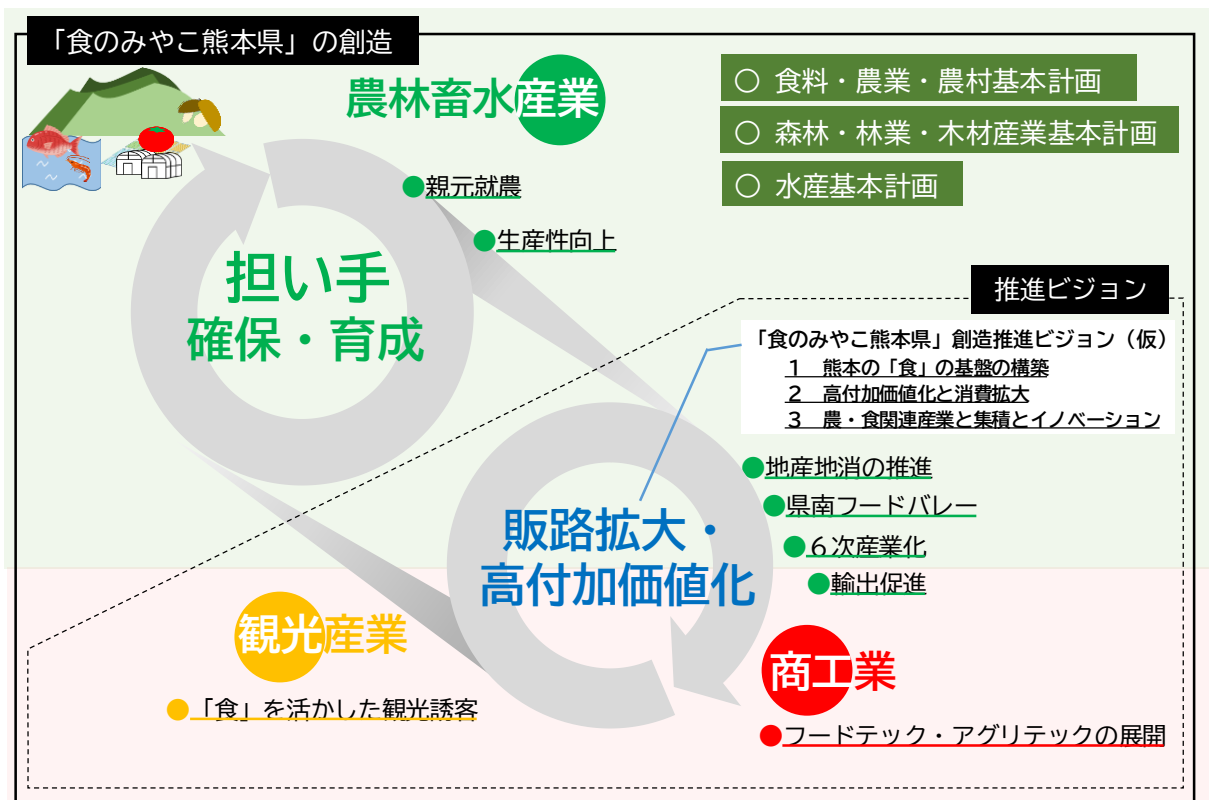
## 2 計画の期間

この計画は、国が水産基本法に基づいて策定する「水産基本計画」、県の「くまもと新時代共創基本方針」及び近年の水産業を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、基本的な施策展開の方向性を示すものとして、令和9年度（2027年度）までを計画年度とします。

## 「食のみやこ熊本県」の創造に向けた取組みについて

- 本県は、天草などの海から阿蘇等の標高の高い山間地域まで変化に富んだ地形や気候、球磨川などの一級河川や豊富な地下水を活かして、多種多様で魅力ある農林畜水産物が生産されています。
- また、各地域の豊かな地域資源や風土に加え、地元の人々が育んだ郷土料理・伝統食、県産酒も多く、独自の食文化が形成されています。
- 「食のみやこ熊本県」の創造とは、このような日本の食を支えている本県の農林畜水産物と食文化が持つポテンシャルを最大限に活用し、関係者が一丸となって、「食」を通じて国内外の人々を魅了し、「稼げる農林畜水産業」の実現や「熊本の食関連産業」の発展につなげる施策です。
- 要となる農林畜水産業の担い手確保・育成の他、令和6年（2024年）10月に新設した「食のみやこ推進局」を中心に推進ビジョンを定め、生産・加工から販売に至るまでの過程の磨き上げなどによる高付加価値化、商工業や観光産業との連携強化に取り組み、将来にわたり持続的で活力あふれる熊本を目指します。
- 熊本県水産基本計画では、海洋環境の変化やリスクに強く、安定的な漁業生産を確保するとともに、担い手確保・育成、養殖業の成長産業化、販売力強化、地産地消及び海業の推進による活力ある漁村づくりについて、取りまとめています。

取組みイメージ図



# 第1章 くまもとの水産業の概要

本県では、特性が異なる有明海、八代海（不知火海）、天草灘の3つの海域において、多種多様な漁業が営まれています。

## 1 有明海

九州最大の浅海性内湾である有明海は、潮の干満差が大きく、日本最大の干潟や独自の生物相を有しています。

この海域では、干潟域におけるあさり・ハマグリ の採貝漁業、ノリ養殖業、クルマエビ、スズキ等を対象とした流し網、刺網漁業などの漁船漁業が営まれています。

## 2 八代海（不知火海）

八代海（不知火海）は、湾奥部では干潟域が広がり、内湾性の特徴が強く、湾中部から南部にかけては徐々に外洋性の特徴を有しています。

この海域では、湾奥部では、干潟域におけるあさり採貝漁業、湾中部以南では、マダイ、タチウオ、カタクチイワシ等を対象とした吾智網、船びき網、打瀬網漁業などの漁船漁業が営まれています。また、入り江などを活用して、マダイ、ブリ類、クルマエビ、ノリ、真珠、マガキ等の養殖業が営まれています。

## 3 天草灘

天草灘は、対馬暖流の影響を強く受けて暖海性を帯びるとともに、有明海や八代海から沿岸水の流入を受けて複雑な海況を有しています。また、多くの曾根や瀬が点在し、瀬付きの底魚や回遊魚などの好漁場となっています。

この海域では、沖合ではイワシ、アジ、サバ、シイラ等の浮魚、エソ、イトヨリ等の底魚、沿岸部ではマダイ、ヒラメ、キビナゴ等の多種にわたる魚類、磯根ではアワビ、ウニ、イセエビ等が生息し、まき網、刺網、小型機船底びき網、裸潜漁業等が営まれています。

## 4 内水面

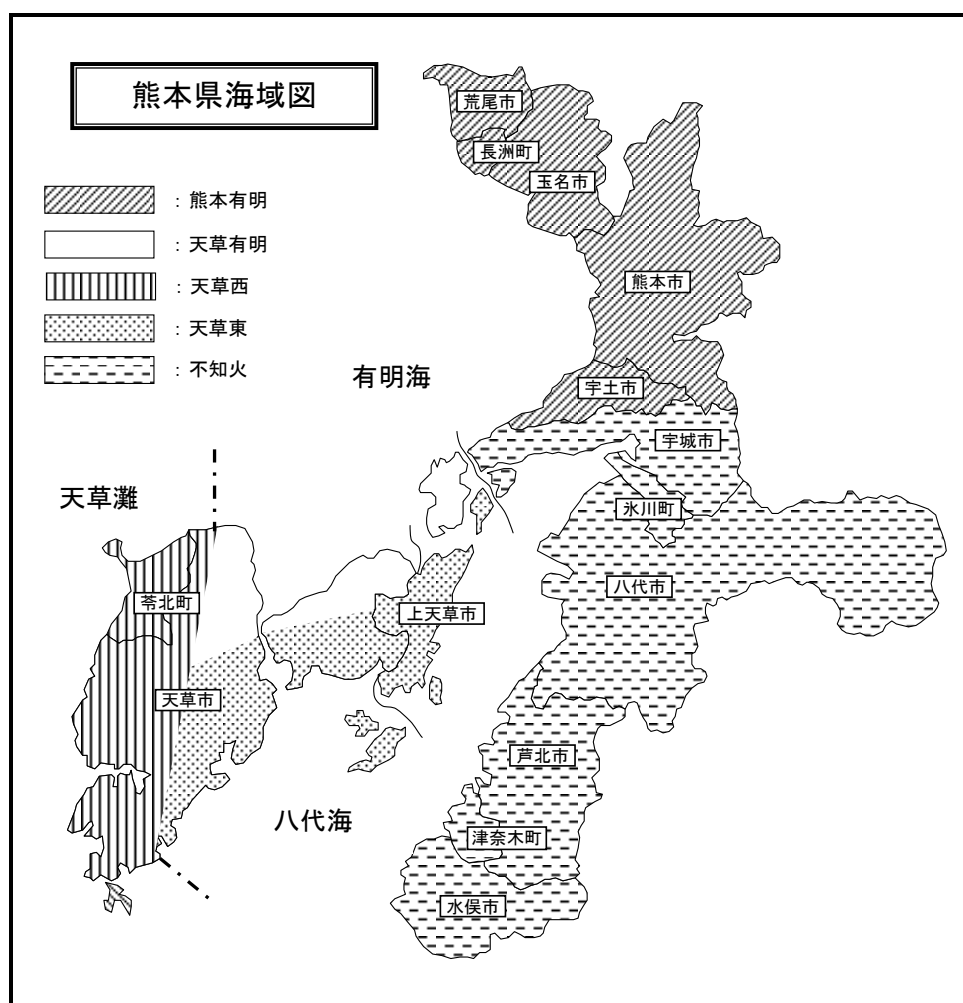
内水面においては、菊池川、白川、緑川、球磨川等の主要河川や湖沼等において、アユ、ウナギ、ウグイ、オイカワ等が漁獲されています。

また、豊富な地下水を利用したウナギ、アユ、ヤマメ等の養殖が行われています。

## 【 海域の区分 】

この基本計画では、海域ごとの特性を踏まえ、農林水産統計年報で区分されている小海区（5海区）を有明海、八代海（不知火海）、天草灘の3海域にまとめています。

| 海域名           | 小海区    | 市町村（漁業地区）                                                       |
|---------------|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 有明海           | 熊本有明海区 | 荒尾市、長洲町、玉名市、熊本市、宇土市<br>宇城市（三角町大田尾、中村）                           |
|               | 天草有明海区 | 上天草市（登立、上、中、湯島）<br>天草市（有明町、本渡北部、佐伊津、御領、鬼池）                      |
| 八代海<br>（不知火海） | 天草東海区  | 上天草市（維和、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町）<br>天草市（御所浦町、倉岳町、栖本町、本渡南部、<br>新和町、宮野河内、深海） |
|               | 不知火海区  | 宇城市（三角町大田尾及び中村を除く）<br>氷川町、八代市、芦北町、津奈木町、水俣市                      |
| 天草灘           | 天草西海区  | 天草市（二江、天草町、崎津、魚貫、牛深、久玉）<br>苓北町                                  |

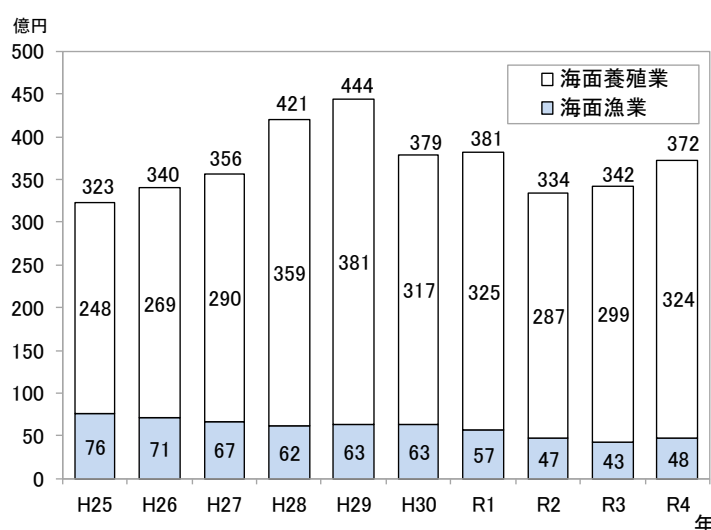


## 第2章 くまもとの水産業の現状と課題

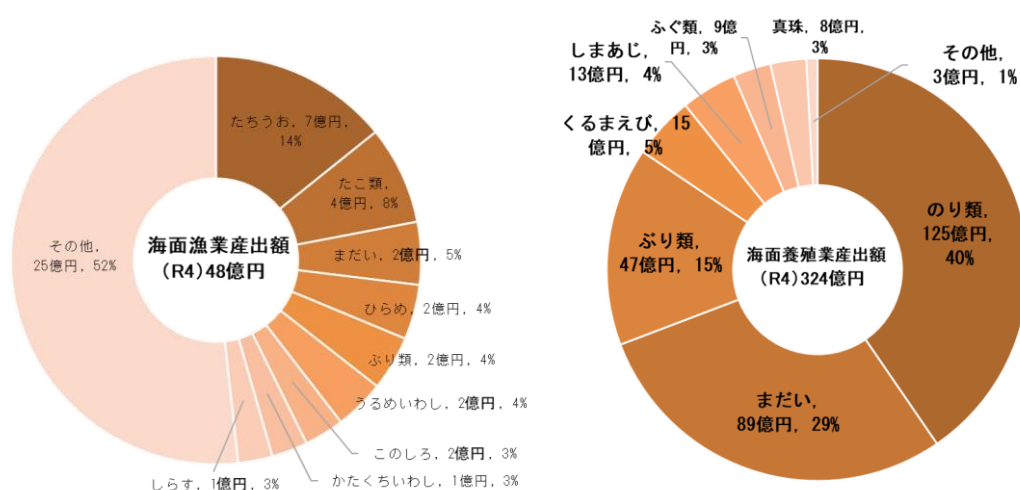
### 1 養殖業及び漁業について

#### (1) 漁業産出額

- 本県の漁業産出額（海面漁業産出額及び海面養殖業産出額の合計）は、平成6年（1997年）の658億円をピークに減少しており、令和4年（2022年）の漁業産出額は372億円で、全国12位となっています。
- 本県における漁業の特徴としては、ノリ養殖や魚類養殖などの海面養殖業が盛んで、漁業産出額に占める海面漁業産出額の割合は、8割以上となっています。



漁業産出額（海面漁業産出額及び海面養殖業産出額の合計）  
（農林水産統計）



海面漁業産出額（左）及び海面養殖業産出額（右）の内訳  
（農林水産統計）

# 本県水産業の全国における地位

| 項 目（令和５年（2023 年）） | 熊本県   | 全 国     | 全国における地位 |       |
|-------------------|-------|---------|----------|-------|
|                   |       |         | 順位       | 割合（％） |
| 漁業経営体数（経営体）       | 2,166 | 65,652  | 10       | 3.3   |
| 漁業就業者数（人）         | 4,118 | 121,230 | 9        | 3.4   |
| 漁船隻数（隻）           | 4,006 | 109,247 | 8        | 3.7   |

（2023 漁業センサス）

| 項 目（令和４年（2022 年）） | 熊本県    | 全 国       | 全国における地位 |       |
|-------------------|--------|-----------|----------|-------|
|                   |        |           | 順位       | 割合（％） |
| 海面漁業生産量（ｔ）        | 13,070 | 2,950,992 | 31       | 0.4   |
| 海面養殖業生産量（ｔ）       | 52,584 | 911,839   | 8        | 5.8   |
| 合計（ｔ）             | 65,654 | 3,862,761 | 20       | 1.7   |
| 海面漁業産出額（億円）       | 48     | 9,136     | 33       | 0.5   |
| 海面養殖業産出額（億円）      | 324    | 5,211     | 5        | 6.2   |
| 合計（億円）            | 372    | 14,347    | 12       | 2.6   |
| 内水面漁業生産量（ｔ）       | 38     | 22,612    | 23       | 0.2   |
| 〃 養殖業生産量（ｔ）       | 354    | 31,503    | 14       | 1.1   |
| 合計（ｔ）             | 392    | 54,115    | 19       | 0.7   |
| コノシロ（ｔ）           | 398    | 3,034     | 3        | 13.1  |
| タチウオ（ｔ）           | 728    | 6,850     | 2        | 10.6  |
| アサリ類（ｔ）           | 95     | 5,668     | 8        | 1.4   |
| クルマエビ（ｔ）          | 15     | 214       | 5        | 7.0   |
| マダイ（ｔ）            | 297    | 15,501    | 16       | 1.9   |
| ガザミ類（ｔ）           | 102    | 1,433     | 5        | 7.1   |
| ウニ類（ｔ）            | 153    | 6,518     | 6        | 2.3   |
| シマアジ（養殖）（ｔ）       | 801    | 4,488     | 2        | 17.8  |
| マダイ（養殖）（ｔ）        | 10,141 | 68,088    | 2        | 14.9  |
| フグ類（養殖）（ｔ）        | 407    | 2,812     | 2        | 14.5  |
| クルマエビ（養殖）（ｔ）      | 248    | 1,198     | 2        | 20.7  |
| ノリ類（養殖）（ｔ）        | 36,251 | 232,490   | 4        | 15.6  |
| マアジ（養殖）（ｔ）        | 28     | 542       | 4        | 5.2   |
| 真珠（養殖）（ｋｇ）        | 516    | 12,768    | 4        | 4.0   |
| アユ（ｔ）             | 22     | 1,776     | 12       | 1.2   |
| ウナギ（養殖）（ｔ）        | 176    | 19,167    | 8        | 0.9   |
| アユ（養殖）（ｔ）         | 41     | 3,683     | 10       | 1.1   |

（農林水産統計年報）

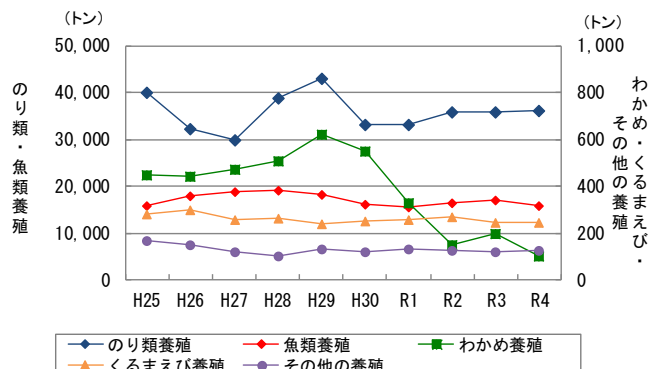
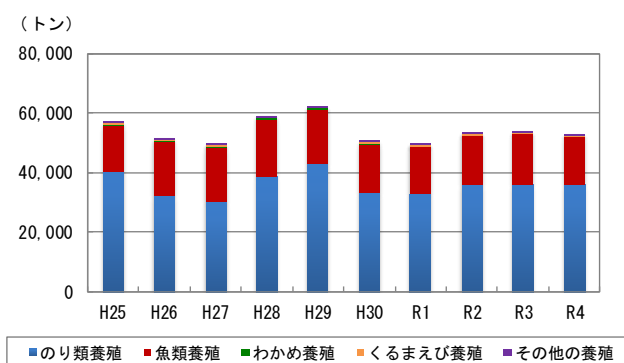
## (2) 養殖業における生産状況

### ① 海面養殖業

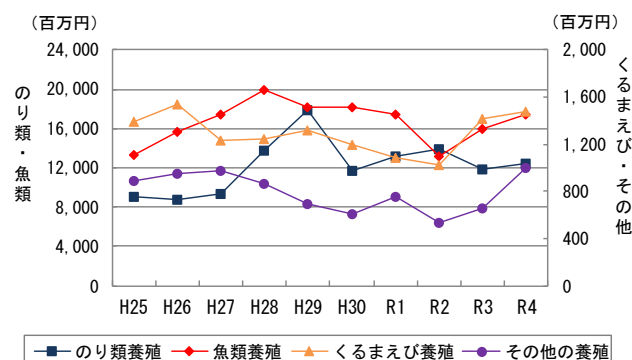
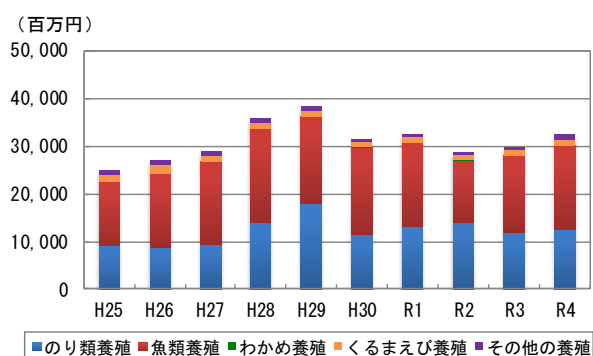
- 令和4年(2022年)の本県の海面養殖業生産量は、52,584トンで全国上位の8位に位置しています。
- 令和4年(2022年)の海面養殖業産出額は、324億円で全国上位の5位に位置しています。平成25年(2013年)以降、ノリの単価が高値で推移していることもあり、年々増加しています。
- 養殖業は、計画的な生産が可能なことから、世界的な水産物の需要増や水産資源が減少する中で、その重要性が高まっています。しかし、魚価の低迷に加え、餌料や燃油等の高騰によりコストが増大し、養殖業者の経営を圧迫しています。
- このような中、国は、平成30年(2018年)に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」における水産政策の改革において国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組んでおり、令和2年(2020年)7月に魚類養殖を対象とした「養殖業成長産業化総合戦略」を策定し、令和3年(2021年)7月には、貝類・藻類養殖に対する記述を追加しました。
- 有明海・八代海では、有害赤潮の発生が長期化、広域化し、魚類養殖では、令和3年度(2021年度)から4年連続で合計50億円を超える漁業被害が発生しています。
- 本県では、赤潮被害を最小化するため、水質環境をモニタリングする自動観測ブイによる赤潮監視体制の強化や現場で赤潮を検鏡できる人材の育成と併せて漁業者、漁協、行政(市町、関係県、国)による赤潮監視ネットワークの強化を図るなど、赤潮の早期発見と早期対策を実施するための体制整備を進めています。
- また、消費者へ安心・安全な養殖魚を供給するため、本県独自の「熊本県適正養殖業者認証制度」により、種苗の由来、養殖記録の整備、医薬品の残留状況など、一定のルールにより安全・安心な養殖魚を生産する養殖業者を認証しています。令和5年度(2023年度)は、マダイ20業者、ブリ12業者、トラフグ10業者、シマアジ4業者、クルマエビ2業者の合計34業者※を認証しています。  
※ 業者が重複して認証を受けているため、業者の合計数は合いません。
- ノリ養殖では、高水温の影響により種付け時期が遅くなるため、養殖期間が年々短くなっています。加えて、養殖期間中も珪藻赤潮により、ノリの色落ち被害が発生しています。このため、本県では、漁業関係者と連携し、ノリ養殖スケジュールの見直

しを進めています。

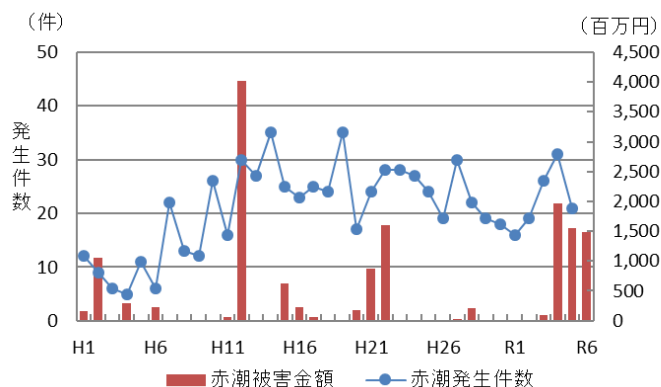
- ワカメ等の海藻養殖は、養殖資材等の初期費用が少なく、漁船漁業者の副収入として期待されていますが、令和元年（２０１９年）以降は、植食性魚類による食害の影響等により、生産量が急激に減少しています。



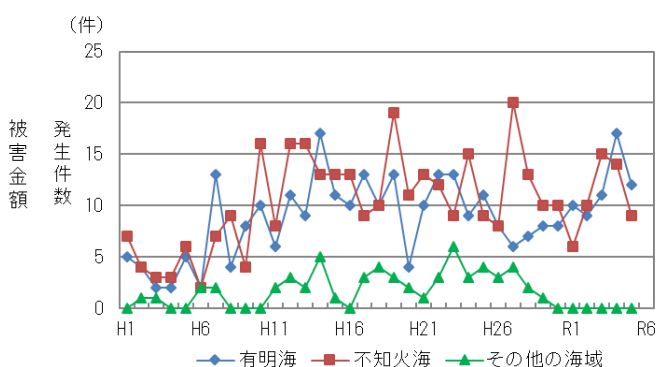
海面養殖業生産量（農林水産統計年報）



海面養殖業産出額（農林水産統計年報）



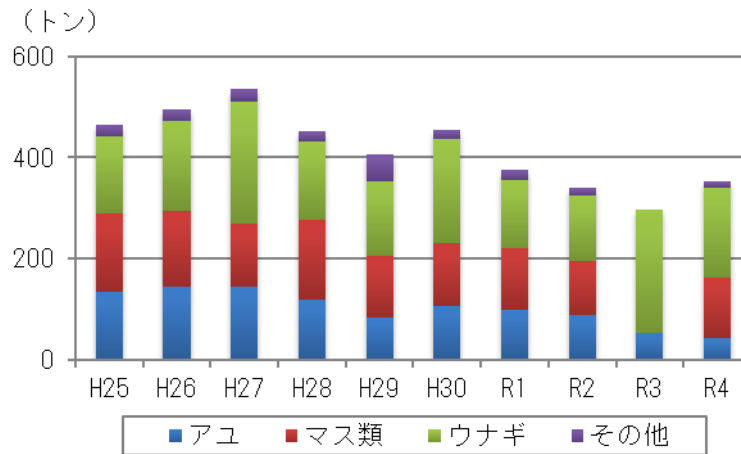
赤潮発生件数及び漁業被害金額  
(熊本県水産振興課調べ)



海域毎の赤潮発生件数  
(熊本県水産振興課調べ)

## ② 内水面養殖業

- 令和4年（2022年）の内水面養殖業生産量は354トンであり、養殖が内水面漁業総生産量の90%を占めています。
- 内水面養殖業では、養殖魚の疾病対策や消費拡大が課題となっています。



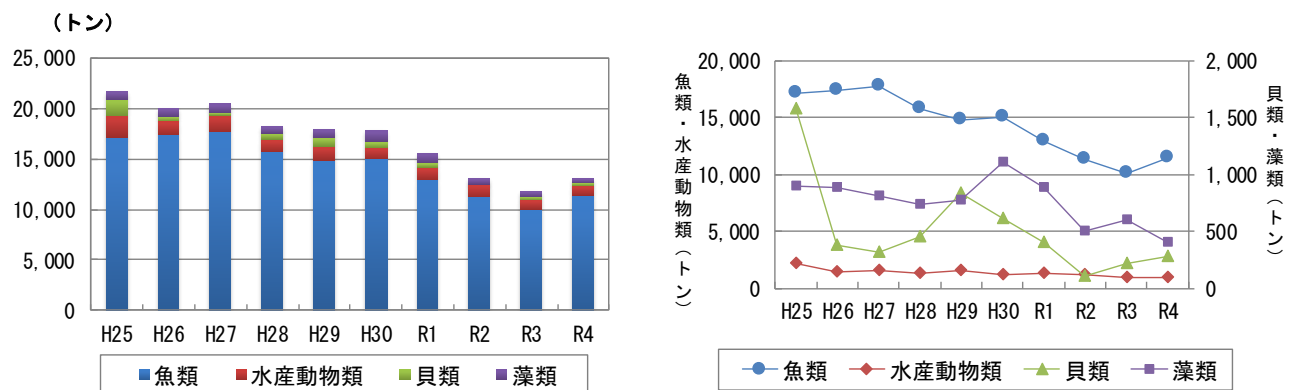
内水面養殖業生産量（農林水産統計年報）

### (3) 漁業における生産状況

#### ① 海面漁業

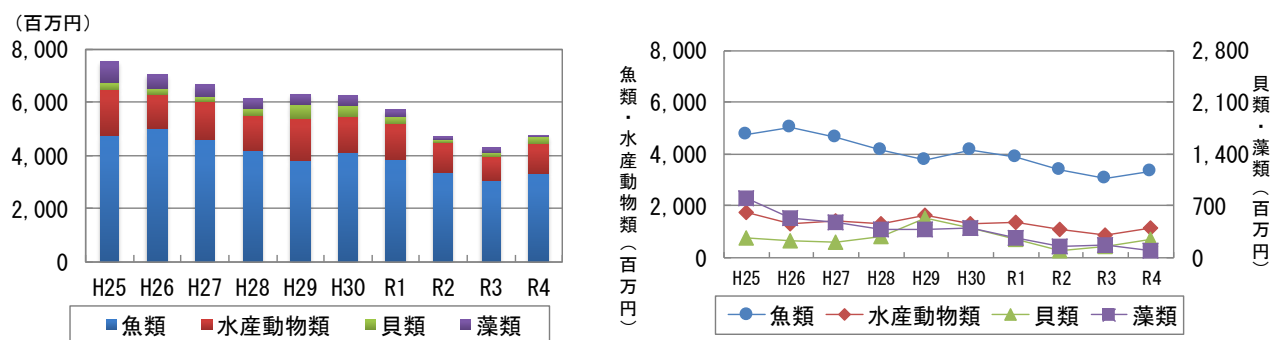
- 本県の海面漁業生産量は、平成25年（2013年）は、21,780トンでしたが、令和4年（2022年）は、13,070トンと、平成25年（2013年）比の60.0%まで減少しています。

本県で漁獲される魚類等では、タチウオ、コノシロ、クルマエビ、ガザミ類が、全国でも上位の生産量を占めています。



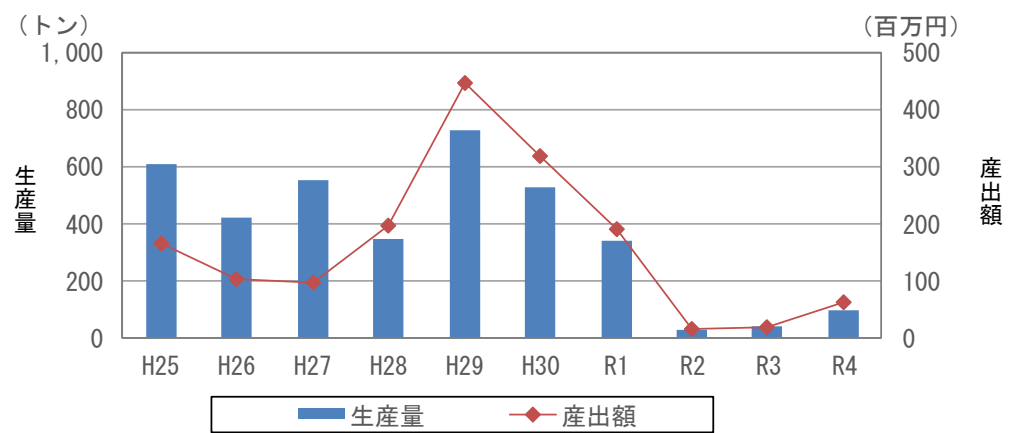
海面漁業生産量（農林水産統計年報）

- 本県の海面漁業産出額は、平成25年（2013年）は76億円でしたが、令和4年（2022年）は、48億円と、平成25年（2013年）比の63%まで減少しています。



海面漁業産出額（農林水産統計年報）

- 本県の重要な水産資源であるあさは、昭和52年（1977年）には、約66,000トンを漁獲するなど、昭和40年代後半から50年代前半には、日本一の漁獲を誇っていましたが、その後、漁獲量は減少しています。平成25年（2013年）以降、あさりの漁獲量は1,000トン未満で推移しており、令和4年（2022年）の漁獲量は95トン、産出額は6,100万円にとどまっています。



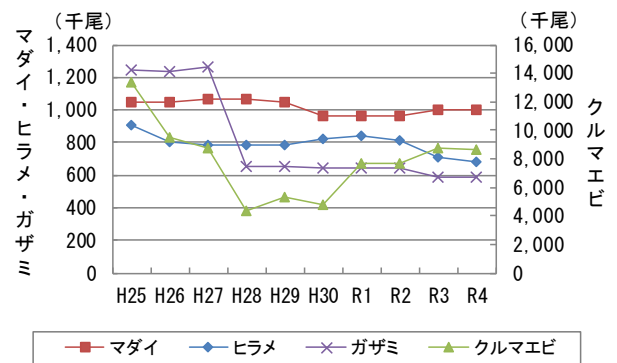
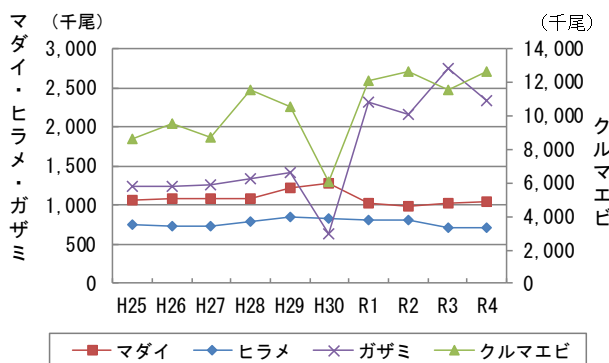
あさりの生産量及び算出額（農林水産統計年報）

## ア) 資源管理型漁業

- 令和2年(2020年)12月に施行された改正漁業法では、漁獲可能量(TAC)による管理を基本とする新たな資源管理制度が創設され、国を中心に都道府県等が連携して新たな資源管理システムを構築し、科学的な根拠に基づき、水産資源の維持、回復を図っていくこととされています。
- 本県では、「熊本県資源管理方針」により、令和6年度(2024年度)末時点で、特定水産資源8魚種(まあじ、まいわし、くろまぐろ、するめいか、まさば・ごまさば、かたくちいわし、うるめいわし、まだい)と本県独自の魚種として、19魚種(とらふぐ、ひらめ、ぶり、あさり等)の資源管理の方向性を規定しています。
- また、熊本県資源管理方針に基づき、漁業者自らの資源管理措置を定めた資源管理協定を令和6年度(2024年度)末時点で、37協定を認定しています。
- あさりについては、令和4年(2022年)6月24日に「熊本県産あさりを守り育てる条例」を制定し、漁業関係者と連携しながら、あさり資源の保全及び資源回復に向けた取組みを行っています。

## イ) 栽培漁業

- 水産資源の持続的利用を図るため、国の栽培漁業基本方針や熊本県栽培漁業基本計画に基づいた栽培漁業を推進しています。
- 本県水産業の主要な魚介類であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ等については、漁協、市町等の協力のもと、県内各地で放流等による資源増殖の取組みを推進しています。



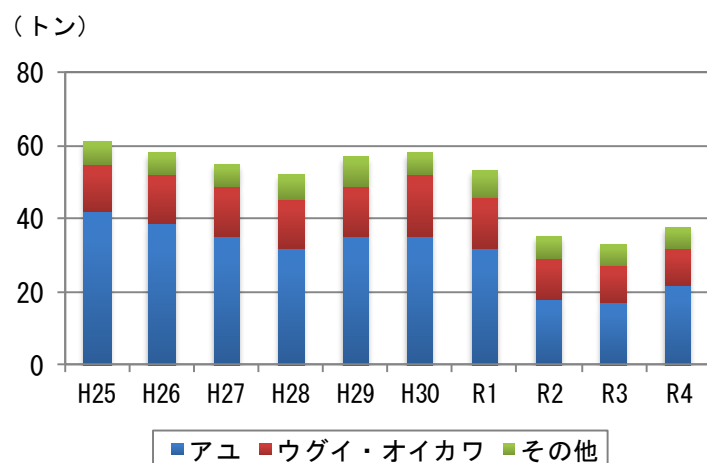
(公財) くまもと里海づくり協会に  
おける種苗生産尾数

県内における種苗放流尾数

(「栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績」水産庁)

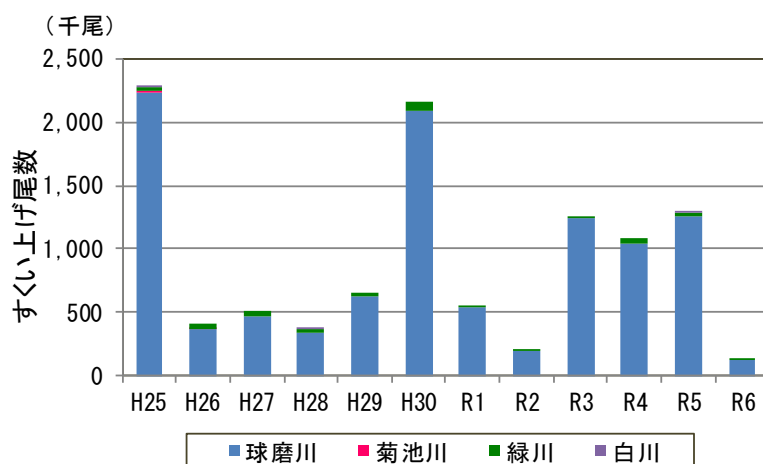
## ② 内水面漁業

- 令和４年（２０２２年）の遊漁による採捕を除いた内水面漁業生産量は３８トンとなっています。
- 近年、内水面の水産資源が減少し、増殖による資源の持続的利用が求められており、漁協等では、アユ、ウナギ等の種苗放流をはじめ、産卵場の造成等を行っています。
- 内水面の漁業経営体は、大規模な経営体が少なく、家族経営や農林業との兼業が多く見られます。また、就業者の高齢化が進み、後継者も不足しています。



内水面漁業生産量（農林水産統計年報）

- 県内主要河川におけるアユすくい上げ尾数は、令和２年（２０２０年）以降、１００万尾前後で増加傾向でしたが、令和６年（２０２４年）は、１６．９万尾と急減しています。この理由としては、前年秋以降の少雨による影響などが考えられます。



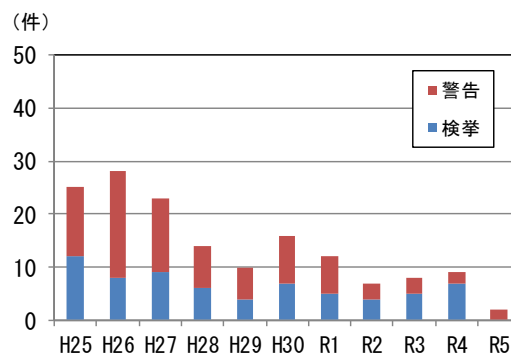
県内主要河川におけるアユすくい上げ尾数（熊本県水産振興課調べ）

#### （４）水面の総合利用と漁業秩序

- 沿岸漁業や沖合漁業においては、漁業生産が低下していく中でも、漁業者間の操業トラブルや漁業違反が発生しています。

また、改正漁業法では、漁場の使用に関する紛争防止及び解決を図ることが国と県の責務として明記されており、漁業取締りの役割が高まっています。

- そこで、本県では、漁業取締事務所が、あそ（１１０トン）及びあまくさ（２７トン）の２隻の漁業取締船などを活用して、違反操業の取締りを行っています。
- 一方、遊漁や海洋レクリエーション人口が増加し、漁業との漁場利用や水面利用におけるトラブルなどが発生しています。



漁業違反検挙・警告件数（熊本県水産振興課調べ）

#### （５）漁場環境

- 閉鎖性が高く、気候や環境負荷の影響を受けやすい有明海・八代海等においては、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成１４年（２００２年）１１月）」及びこれに基づき策定した「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画（平成１５年（２００３年）３月）」により、干潟域での作れいや覆砂、養殖漁場での環境負荷低減の取組みなど、その再生に向けた施策を実施しています。
- また、平成２７年度（２０１５年度）以降、国と有明海沿岸４県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県）が協調して、有明海の再生に有効な二枚貝類等の資源回復に向け、生息状況の把握や漁場環境改善に取り組む４県協調の取組みを行っています。
- 藻場や干潟は、漁業生産や漁場環境の保全に大きな役割を果たしています。藻場造成や覆砂を行った場所では、漁場環境の改善が見られるものの、依然として海面漁業生産量は低水準で推移しています。
- 近年、大雨等により、海域や海岸にごみや流木等が流入しており、特に令和２年７月豪雨では、八代海を中心に膨大な量の漂流・漂着物が発生しました。

- 本県では、災害発生後の速やかな初動体制を図る観点から、海域に漂流・漂着した流木の撤去依頼の窓口を水産局に一元化して、撤去対応を行っています。

## 「養殖業」における課題

- 頻発化する赤潮に対して、早期の対策を行うことで、漁業被害の最小化を図ることが必要です。
- 有害赤潮の早期発見、迅速な対策の実施に向けて、漁業者、漁協、行政（市町、関係県、国）による赤潮監視ネットワークの強化を図るとともに、ＩＣＴを活用した効率的な調査や情報の共有化が必要です。
- 足し網や生け簀の大型化などの施設整備と併せて、漁業被害を軽減するための新たな技術を積極的に導入することが必要です。
- 国や研究機関、大学、関係県等と連携した有害赤潮の発生予測や被害低減技術の確立が必要です。
- スマート水産業を推進し、養殖管理手法の改善や生産体制の合理化等により経営体質を強化することが必要です。
- ノリ養殖では、近年、高水温の影響による養殖期間の短縮化や珪藻赤潮によるノリ色落ち被害が発生しているため、海洋環境の変化に対応した養殖スケジュールの見直しを進めることが必要です。
- ワカメやヒトエグサ等の海藻類養殖については、高水温耐性の品種や食害対策技術の開発と普及に取り組むことが必要です。
- マガキ等の二枚貝類の養殖については、天然採苗技術の普及や、県産種苗の安定生産体制を構築するとともに、生残率や身入りの向上を図るため、各地先の環境に合わせた養殖技術の開発と普及に取り組むことが必要です。

## 「漁業」における課題

### 資源管理・栽培漁業

- 新たな資源管理システムの導入により、本県の資源管理方針に基づき、漁業者による資源管理協定による取組みの推進や資源評価に必要な漁獲データを効率的に収集・蓄積する必要があります。
- 栽培漁業については、安定的な種苗生産、放流に加え、効果調査結果等に基づく効果的な放流を行うとともに、環境変化等に対応した種苗生産体制を構築する必要があります。
- 本県の重要な水産資源であるあさりの資源回復に向けて、生活史を考慮した母貝から稚貝・成貝まで一貫したあさり増殖に関する取組みを推進する必要があります。
- 水産有用生物の生息場所となる干潟や藻場の環境改善のため、引き続き、覆砂や藻場造成の取組みを推進する必要があります。

### 漁場環境

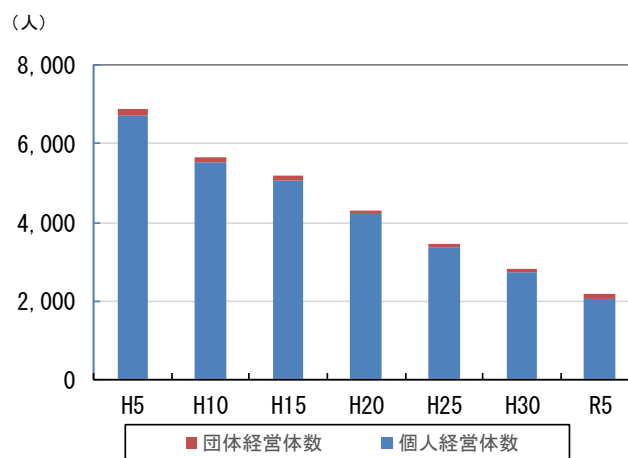
- 有明海・八代海等の抜本的な再生に向けて、国や関係県等と連携し、水産資源の回復や漁場環境の改善を図り、藻場や干潟の再生、機能回復に取り組んでいく必要があります。
- 近年頻発している大雨により、流木や草木、ごみ等の漂流・漂着物が海域に大量に流入するため、大雨後に迅速に撤去・回収を行う必要があります。

## 2 漁業の担い手・漁業協同組合

### (1) 漁業の担い手

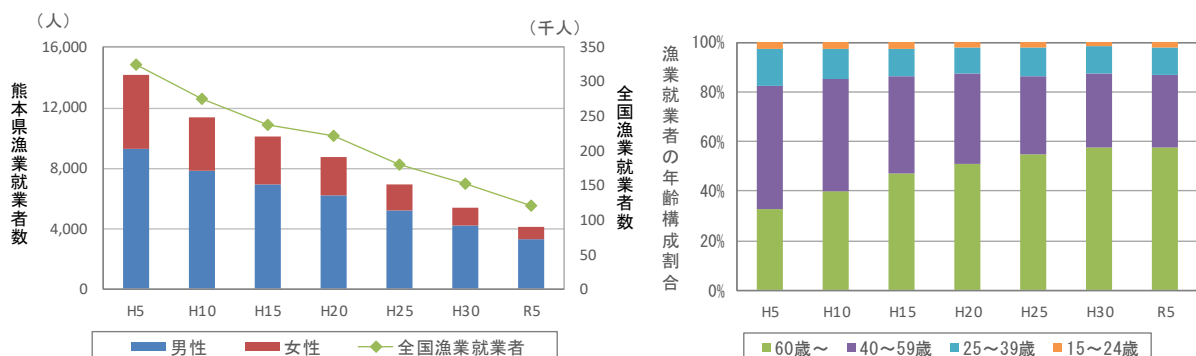
○ 本県における漁業経営体は、沿岸漁業を中心として、そのほとんどが個人経営となっています。

○ 令和5年（2023年）の漁業経営体数は、全国10位の2,166経営体で、平成30年（2018年）比の76%と、全国と同様に減少が続いています。新規就業者の受け皿として期待される会社等の団体経営体数は、98経営体で、平成30年（2018年）比103%と微増しています。



熊本県内の漁業経営体数（漁業センサス）

○ 令和5年（2023年）の漁業就業者数は、全国9位の4,118人で、平成30年（2018年）比の76%と、全国と同様に減少が続いています。また、60歳以上の漁業就業者数は、2,382人と全体の58%を占め、全国平均の50%と比較して高い高齢化率となっています。



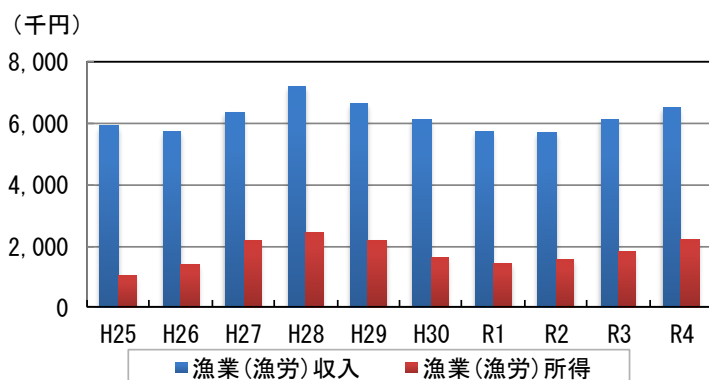
熊本県内の漁業就業者数（左）及び年齢構成割合（右）（漁業センサス）

## (2) 漁業経営

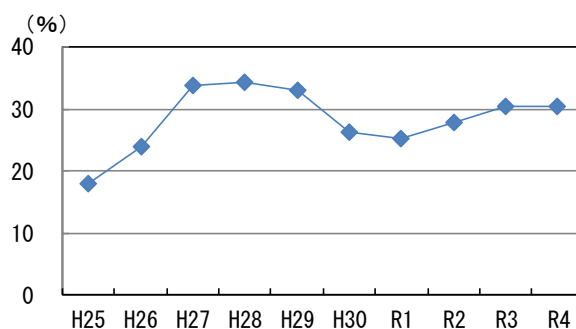
○ 東シナ海区における令和4年（2022年）の個人経営体漁船漁業の漁労所得は、2,243千円で、平成25年（2013年）比209%となっています。また、令和3年（2021年）の漁業（漁労）収入に占める漁業（漁労）所得の割合である漁業所得率は30%となっています。

○ 有明海区における令和4年（2022年）の個人経営体ノリ養殖業の漁業（漁労）所得は13,476千円となっています。また、令和4年（2022年）の漁業所得率は29.3%となっています。

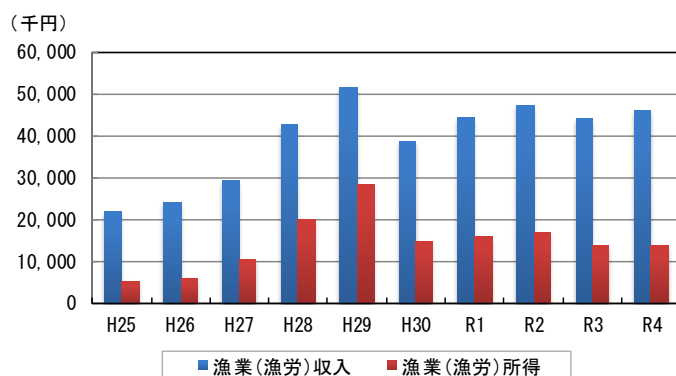
○ 漁業（漁労）所得の向上と安定を図るため、本県では、資源管理・漁業経営安定対策制度により、漁業共済・積立ぶらすの仕組みを利用した収入安定対策と燃油等の高騰に対するコスト対策を組み合わせた総合的な経営安定対策を行っています。



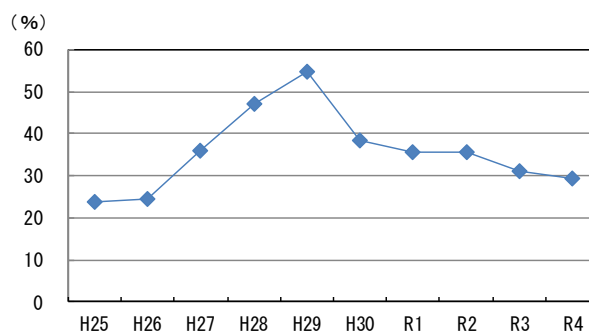
個人経営体漁船漁業の漁労所得（東シナ海平均）  
（農林水産統計年報）



個人経営体漁船漁業所得率（東シナ海平均）  
（農林水産統計年報）



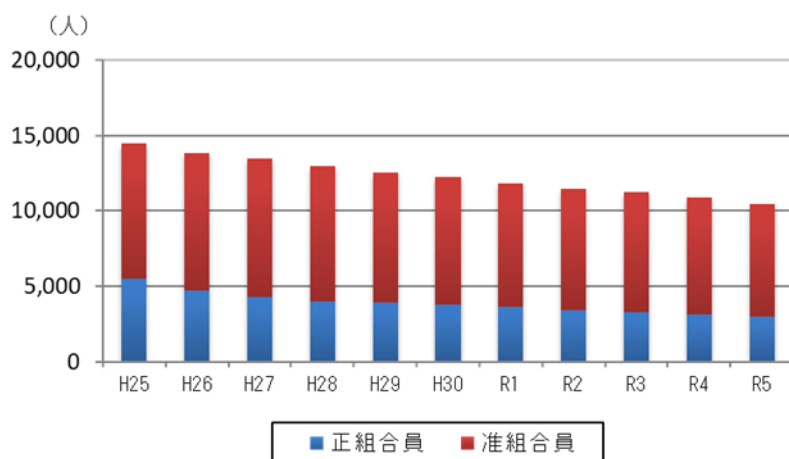
個人経営体ノリ類養殖業の漁労所得（有明海区）  
（農林水産統計年報）



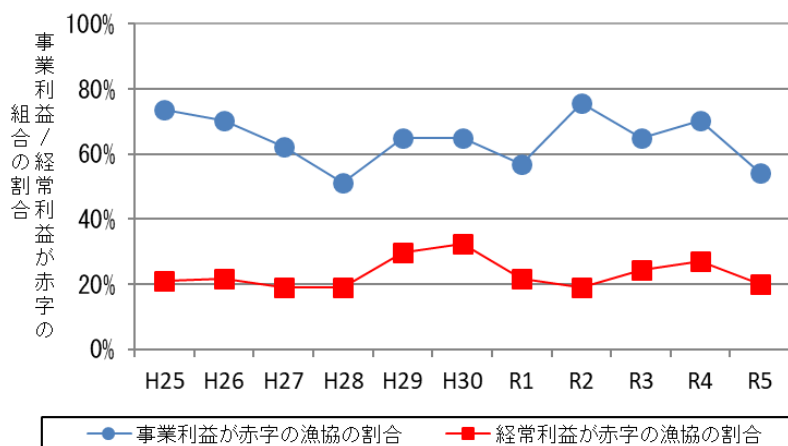
個人経営体ノリ類養殖業漁業所得率（有明海区）  
（農林水産統計年報）

### (3) 漁業協同組合の経営基盤

- 本県の漁業協同組合は、令和6年（2024年）3月31日現在、沿海漁業協同組合が35組合、内水面漁業協同組合が13組合です。
- 令和5事業年度（2023事業年度）末現在の沿海漁業協同組合の組合員数は、10,451人で、平成30事業年度（2018事業年度）末現在の12,255人からの5年間で1,804人、約15%減少しています。
- 組合員の高齢化や組合員数の減少、魚価の低迷などにより、多くの漁業協同組合において経済事業量が減少し、事業収益性が悪化しています。事業利益が赤字の漁協は全体の54%、経常利益が赤字の漁協が20%と事業基盤は依然としてぜい弱であり、漁協の健全な経営が難しくなっています。このため、法令遵守態勢の確保や税理士等の活用による経営の健全化に向けた取組みを推進しています。



沿海漁業協同組合の組合員数（熊本県団体支援課調べ）



沿海漁業協同組合の経営状況（熊本県団体支援課調べ）

## 「漁業の担い手・漁業協同組合」における課題

### 漁業の担い手

- 漁業就業者のうち、60歳以上の高齢者の割合は58%であり、本県の水産業を持続的に維持していくためには、県・市町村・漁協などの関係者が連携し、次代を担う多様な担い手を確保・育成することが必要です。

### 漁業経営

- 漁業経営を安定させていくためには、漁獲物をより高く販売するとともに魚介類を安定的に出荷するための工夫や共同出荷体制の整備が必要です。
- 水産資源の減少や燃油・資材等の高騰により、漁業所得率が低位横ばいで推移しています。このため、水産資源の回復や生産コスト削減等の取組みに加え、資源管理・漁業経営安定対策制度を活用した経営体質の強化が必要です。

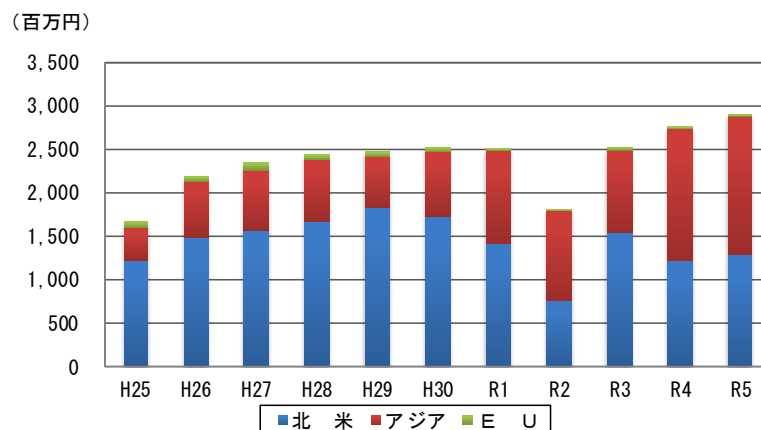
### 漁業協同組合の経営基盤

- 経営基盤がぜい弱で、法定解散が危惧される小規模漁協では、組合員の意向を踏まえて、漁協自らが将来のあり方を早急に検討することが必要です。
- 漁協の組織基盤や経営基盤の充実、強化を図るため、漁協合併、事業統合等による組織再編や効率的な事業運営体制の構築が必要です。
- 漁協自らによる方針決定を加速化させるため、漁協の自立的再建、合併等に関する情報提供及び技術的な支援を行っていくことが必要です。

### 3 稼げる水産業

#### (1) 水産物の流通・消費・輸出

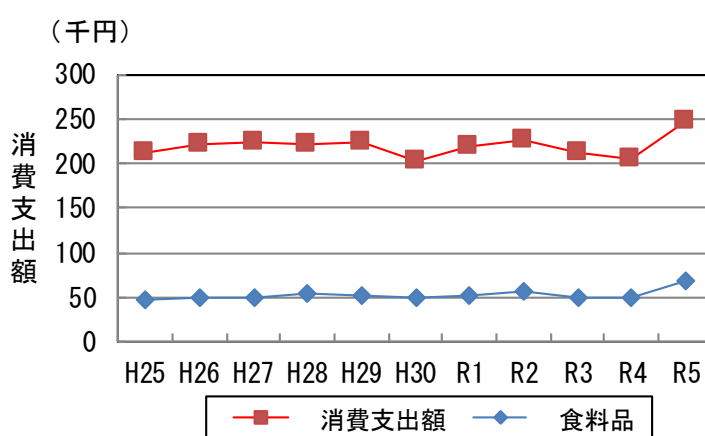
- 本県の漁船漁業は、沿岸漁業が中心であり、多品種で少量の水産物を主体に漁獲されています。その流通経路は、産地市場を通じて、仲買人、小売業者に販売される形態を主体に、漁協が量販店や消費者に直接販売する取組みも見られています。
- 「田浦銀太刀」の地理的表示（G I）保護制度への登録や「天草ぶり」、「八代青のり」の地域団体商標登録など、漁協等による地域ブランド品があります。
- また、漁村が持つ伝統文化の一つである打瀬網や自然環境を活用したイルカウォッチング等を活用した観光漁業、カキ小屋に代表される漁師レストラン等の6次産業化の取組みが定着してきています。
- 県・県漁連・市町が連携して、「熊本モデル」による県産あさりの適正な流通・販売に取り組んでいます。
- 本県の水産加工業者は、小規模な経営体が多く、原材料の調達力、資本力、販売力等において、他産業よりも弱いため、安定した原料調達、生産体制づくり、生産工程の共同化等による省力化・効率化が求められています。
- 輸出の取組みとしては、北米を中心に韓国、香港、台湾などのアジア、EU向けに、ブリ、マダイ、シマアジ、カンパチなどの養殖魚等を輸出しており、令和5年度（2023年度）の輸出額は29.2億円となり、増加傾向にあります。
- 本県では、輸出の増大を図るため、北米やアジア圏などの既存国への更なる販路拡大やオーストラリア、ベトナムなどの新規国の開拓に積極的に取り組んでいます。



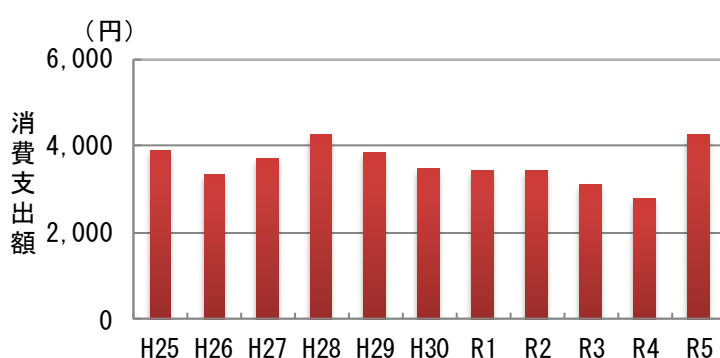
地域別輸出金額の推移（熊本県水産振興課調べ）

## (2) 地産地消・魚食普及

- 世帯あたりの消費支出額や魚介類の消費支出額は、近年増加傾向ですが、全国的には、嗜好の変化等により、若年層を中心に魚離れが進んでいます。
- 本県では、熊本県鮮魚販売組合連合会と連携して、「くまもと四季のさかな」をはじめとした県産水産物の販売促進キャンペーンを開催するなど、認知度向上や消費拡大に取り組んでいます。
- また、本県では、熊本県魚食普及推進協議会による魚介類を食材とした料理教室や魚のさばき方教室の開催を支援しています。



熊本市全世帯における1世帯当たり1か月間の消費支出額  
(家計調査)



熊本市全世帯における1世帯当たり1か月間の消費支出額（魚介類）  
(家計調査)

## 「稼げる水産業」における課題

### 水産物の流通・消費・輸出

- 水産物に対する消費者ニーズに的確に対応できるよう、産地市場への出荷や量販店等との直接取引など、合理的な出荷・流通体制の整備が必要です。
- 県産あさを適正に流通・販売していくため、「熊本モデル」により、引き続き、トレーサビリティ、販売協力店認証制度、漁場・認定工場・販売協力店などの監視、DNA分析などを一体的に実施することが必要です。
- 養殖魚の輸出拡大や輸出先の多角化のため、輸出相手国の基準に対応した衛生管理施設の導入や新規国への輸出を促進することが必要です。
- 消費者に信頼される魅力ある加工品の製造・安定供給を図るため、水産研究センターのオープンラボ等を活用した加工技術や未利用資源を活用した付加価値の向上のための取組みを推進することが必要です。

### 地産地消・魚食普及

- 水産物の消費拡大を図るため、県産水産物の認知度向上に取り組むとともに、地産地消や都市圏への販路拡大を推進することが必要です。
- 水産関係団体や市町村と連携した魚のさばき方教室や料理教室、魚料理コンテスト等の開催などによる魚食普及の推進が必要です。
- 「食のみやこ熊本県」の創造のため、農業団体等とも連携した、各地域における農林畜水産物の消費拡大や認知度向上のための取組みが必要です。

## 4 海業等の推進による漁村の活性化

### (1) 浜の活力再生プラン

- 浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）は、各地域において、漁協、市町等で構成される地域水産業再生委員会が水産業の持続的な成長産業化を図るため、地域の課題を把握し、地域の活力再生に向けた具体的な取組みを定めた計画です。
- 浜プランでは、5年で10%の漁家所得向上を目指しており、プラン策定地区において、収入向上やコストの削減に向けた取組みが進められています。
- 県内では、24地区の浜プランが水産庁の承認を受け、各地域の課題に沿った具体的な取組みが行われています。
- 収入向上に向けては、水産物のブランド化、加工品開発、ノリの品質向上を目指した加工場の衛生管理の取組みが行われています。また、コスト削減に向けては、省エネ機器や省エネ型漁船の導入、ノリの共同乾燥施設の整備等の取組みが行われています。
- 本県では、プラン策定地区において、漁家所得の10%以上の向上を達成するため、浜プランの取組みを重点的に支援しています。

### (2) 安全・安心な漁港整備や海業の推進による活力ある漁村づくり

- 本県の海岸線には103の漁港が点在し、そのうち県管理漁港は16港、市町管理漁港は87港となっており、漁業の生産拠点となる漁港施設が整備されています。
- 漁業活動の基盤である漁港は、防波堤や岸壁等の基本施設の整備は概成したものの、老朽化が進行し、更新すべき時期を迎える施設が増加しています。また、高齢者や女性にも安全で利用しやすい施設となるよう、浮体式係船岸や防風柵等を整備することで就労環境の改善を図っています。
- 施設の老朽化対策として、県管理漁港の全16港で長寿命化計画を策定し、その計画に基づいた機能保全を図っています。
- また、本県には、海岸沿いに179の漁村集落が形成されていますが、そのほとんどが小規模で、背後に山が迫った海岸沿いに住宅が密集しています。
- 下水道等の生活排水処理施設の整備率は、都市圏と比べると未だ低い状況です。加えて、漁村集落への道路、排水処理等の整備が求められています。

○ 漁村は漁業生産の場であるとともに生活の拠点となっています。本県の令和4年（2022年）の漁村集落人口は、63,307人で、うち65歳以上の高齢者が約46%を占めています。漁村集落における漁業就業者数は6,732人で、集落全体の約11%を占めています。高齢化の進行に伴い、生活の基盤となる教育、公共交通、医療等の住民サービスの向上や若年層を中心とした人口流出への対策が求められています。

○ このような中、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした「海業」の振興により、雇用機会の確保と地域の所得向上につなげる必要があります。

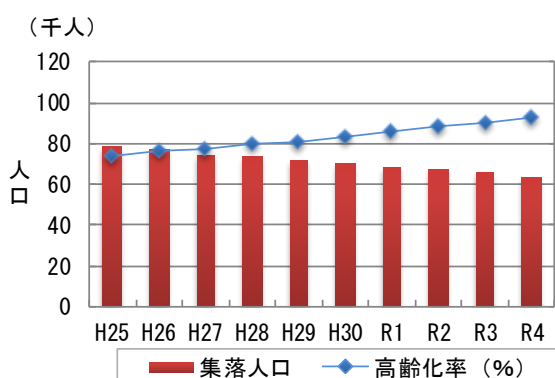
国は、令和4年（2022年）に閣議決定された、「水産基本計画」及び「漁港漁場整備長期計画」において、地域の理解と協力のもとに、海業等の振興を図り、その関連産業を漁港に集積させるための仕組みづくりを進めていく方針を示しています。

なお、国は、令和5年（2023年）から海業振興モデル地区を選定し、本県では、牛深漁港が選定されています。

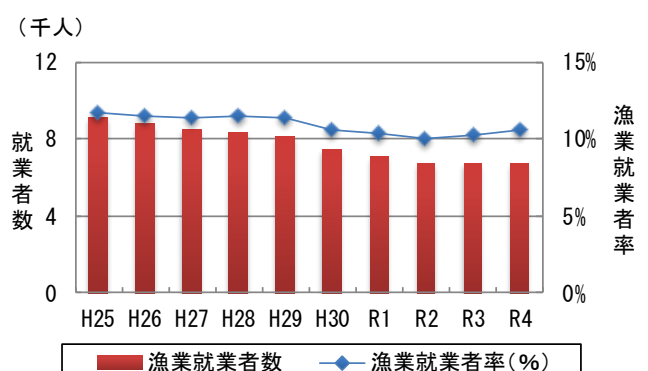
県内漁港数

（うち県管理漁港）

|       | 合計  |      | 有明海 |     | 八代海 |     | 天草灘 |     |                |
|-------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------------|
| 第1種漁港 | 80  | (2)  | 25  | (1) | 44  | (1) | 11  | (0) | 地元漁業が主に利用する漁港  |
| 第2種漁港 | 22  | (13) | 8   | (4) | 10  | (6) | 4   | (3) | 第1種より利用範囲が広い漁港 |
| 第3種漁港 | 1   | (1)  | —   | —   | —   | —   | 1   | (1) | 全国的に利用される漁港    |
| 合 計   | 103 | (16) | 33  | (5) | 54  | (7) | 16  | (4) |                |



漁村集落人口の推移  
(熊本県漁港漁場整備課調べ)



漁村集落における漁業就業者数  
(熊本県漁港漁場整備課調べ)

## 「海業等の推進による漁村の活性化」における課題

### 浜の活力再生プラン

- 漁村地域が自ら考え実践する「浜の活力再生プラン」の策定と実践を通して、漁村の活性化と漁家所得の向上を図ることが必要です。

### 生産基盤・漁村環境

- 漁業生産活動の拠点となる漁港施設については、地域の漁業形態に対応した施設機能を確保するとともに、漁業者にとって安全で利用しやすい施設となるような整備が必要です。
- 老朽化が進行し、更新すべき時期を迎える漁港施設が増加しているため、適切な時期に保全工事を行い、機能の維持を図っていくことが必要です。また、海岸保全施設についても、計画的に維持管理を図っていくことが必要です。
- 安心して暮らせる漁村環境を形成するため、集落道や生活排水処理施設等の生活基盤の整備や、防災・減災対策を推進することが必要です。
- 豊かな自然や漁村が持つ地域資源の価値や魅力を活かした海業の振興のため、漁港施設等を海業に活用するための仕組みを検討していくことが必要です。

## 第3章 くまもとの水産業の発展方向

### 1 くまもとの水産業の発展に向けて

本県は、有明海、八代海、天草灘という特性が異なる豊かな海を有し、養殖水産動植物を中心に水産物を供給する全国有数の水産県です。水産業は、消費者の健全な食生活に求められる水産物を供給するだけでなく、生物多様性や海洋環境の保全機能を有しています。また、漁業集落には、豊かな地域文化が存在しており、都市部との交流・教育の場の提供など多面的な機能を有する県民の貴重な財産です。

しかしながら、本県では、八代海において、令和3年（2021年）から4年連続の有害赤潮により、魚類養殖業を中心に50億円を超える漁業被害が発生し、養殖業者の経営状況は危機的状況にあります。

ノリ養殖においても、高水温化による養殖期間の短縮に加え、冬場の珪藻赤潮により、ノリの色落ち被害が発生しています。

本県の主要魚種であるあさり、ハマグリ の採貝漁業や漁船漁業についても、海洋環境の変化などにより、漁業生産量が減少しています。

さらに、近年、漁業資材や燃油の高騰、魚価の低迷、漁業就業者の減少や高齢化など漁業生産構造のぜい弱化が急速に進行しています。

このような課題に対応していくためには、海洋環境の変化や社会情勢を含むリスクに強い「くまもとの水産業」を実現する必要があります。

主要な産業である養殖業については、頻発化する有害赤潮に対して、早期の対策を行い、漁業被害を最小限にとどめる赤潮に強い養殖業を実現していくことが必要です。

「有明海及び八代海等の再生」に向けて、将来にわたり水産資源を持続的に利用できるよう、新たな資源管理制度の導入等による資源管理や栽培漁業の取組みを推進するとともに、漁場環境の保全や再生に向けた調査研究等を加速化する必要があります。

水産業を支える人づくりに向けて、新規就業者の確保・育成に加え、外国人材、女性漁業者等、次代を担う多様な担い手の確保・育成を推進するとともに、「食のみやこ熊本県」の創造のため、県産水産物の適正な流通や国内外への販路拡大に加え、水産物の新たな高付加価値化、魚食普及や地産地消の取組みを加速化することが必要です。

また、安全・安心な漁港整備を行うとともに、漁村の地域資源の価値や魅力を活かし、都市との交流促進などの海業に取り組むため、漁港施設等を利活用する仕組みづくりが必要です。

これらの施策の展開に当たっては、漁業関係者が主体となって、厳しい現状を乗り越えて持続的に水産業を発展させていくための建設的かつ積極的な取組みが不可欠です。

県内の消費者においても、水産業や漁村の現状に対する理解を深め、水産物に関心を持っていただくことが必要です。

そこで、くまもとの水産業を持続的に発展させていくために、次に示す考え方に立ち、今後の本県水産業の発展に向けた施策を展開していきます。

## 2 施策の基本方針

くまもとの水産業の発展に向け、前章までの現状を踏まえた課題や本県水産業が直面する喫緊の課題解決のため、次に示す4つの基本方針を実践していきます。

### (1) 海洋環境の変化に対応した持続的な漁業・養殖業の推進

喫緊の課題である頻発化する赤潮への対応として、魚類養殖においては、赤潮監視ネットワークによる有害赤潮の早期発見、迅速な防除対策の実施と足し網等を活用した被害軽減対策、赤潮の発生予測や被害低減技術の確立、効果的かつ経済的な防除技術の開発について、国や関係県、漁業関係者と連携して取り組みます。

ノリ養殖においては、漁場環境の変化に対応した環境対応型ノリ養殖業の推進に取り組み、生産の安定化を図ります。

また、二枚貝類や海藻類の養殖を推進するとともに、ICTを活用した自動給餌機や漁場環境センシング機器等のスマート機器の導入を図り「稼げる養殖業」の実現を目指します。

内水面養殖業の振興に当たっては、アユ、ウナギ、ヤマメ等の安定した養殖生産に向け、養殖技術に係る助言や巡回による水産用医薬品の適正使用の周知徹底等の取組みを推進します。

また、持続的な養殖生産につながる調査・研究等を進めるとともに、水産研究センターと水産業普及指導員が連携し、開発した技術を現場へ普及していきます。

漁業の振興に当たっては、新たな資源管理システムの導入等による資源管理型漁業や種苗放流などの栽培漁業の取組みを推進します。併せて、厳しい生産状態が続いているあさり資源の早期回復への取組みに加え、干潟域における覆砂や浅海域での藻場造成、内水面におけるアユ、ウナギ等の水産資源の持続的利用の取組みを進めます。

また、水面の総合利用と漁業秩序を図るため、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、関係漁協と連携した紛争の解決や漁業取締事務所の効率的な取締りに取り組みます。

有明海・八代海の漁場環境の保全を図るため、水産資源の生息環境の保全・改善などに取り組みます。また、漁業者等による漁場保全の活動や水産関連の多面的な機能を発揮させるための藻場・干潟等の維持や保全の活動を支援します。

- 頻発化する赤潮への対応
- 養殖成長産業化
- 資源管理・栽培漁業の推進
- 水面の総合利用と漁業秩序
- 漁場環境の保全
- 試験研究・普及活動の推進

## (2) 水産業を支える人づくり

漁村を担う人材の確保・育成を目指し、新規漁業就業者の確保・育成や地域のリーダーである漁業士の育成、漁業者と地域住民が連携して行う魚食普及の取組み、ICTを活用したスマート水産業の導入などによる漁業の労働効率化、外国人材、女性や高齢漁業者の活用などに取り組みます。

また、意欲ある漁業者の経営安定化対策の強化を推進するため、国が実施する資源管理・漁業経営安定対策などを活用し、漁業経営の安定化を目指します。

加えて、漁業協同組合の経営基盤強化のため、経営改善や経営管理態勢の強化、組織強化などの取組みを支援します。

- 漁村を担う人づくり
- 意欲ある漁業者の経営安定対策の強化
- 漁業協同組合の持続的な体制整備

## (3) 稼げる水産業の推進と販売体制の整備

「食のみやこ熊本県」の創造による稼げる水産業の推進のため、県産水産物の国内販売を強化するとともに、アメリカや香港等の既存輸出国への養殖水産物の輸出の更なる拡大や新規国への輸出を促進します。また、地域水産物のブランド化を推進し、本県水産物全体の販路拡大を図ります。加えて、漁業者や漁協等による直販施設の整備、ブランド化や加工品開発等の6次産業化への支援を推進します。

また、地産地消と魚食普及を推進するため、「くまもと地産地消推進県民条例」の理念に基づき、消費者に水産業や漁村の情報を共有するとともに、地産地消や魚食普及が図られるよう、普及・啓発活動に取り組みます。

- 県産水産物の販売力の強化
- 地産地消と魚食普及の推進

## (4) 海業等の推進による漁村の活性化

「浜の活力再生プラン」に掲げる漁業所得の向上に向けた取組みを支援することで、漁村の活性化を図り、本県水産業を持続可能な稼げる水産業として確立させます。

安全・安心な漁村づくりを推進するため、水産物の流通・生産の拠点となる漁港の整備や機能確保に向けた予防保全型の老朽化対策、防災・減災の取組み、漁港区域内の放置船対策等に取り組みます。

また、地域資源の価値や魅力を活かした海業による漁港施設等の新たな利活用を推進します。

- 浜の活力再生プランの加速化と支援
- 安全・安心な漁港整備や海業の推進による活力ある漁村づくり

### 3 基本計画の施策展開における目標

この基本計画では、4つの基本方針の達成に向け、13項目の目標の達成状況を管理、評価します。また、漁船漁業及び内水面漁業に係る主要水産資源の回復を目指すため、2項目の参考指標を設定します。

#### 【目標：13項目】

| 目標項目                                                  | 基準年【R5（2023）】                       | 目標年【R9（2027）】        |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| 令和6年度（2024年度）以降、赤潮対策として、養殖密度の低減対策や漁場移転等を行った養殖業者の割合（％） | —                                   | 100                  |
| 1経営体当たりのノリ養殖産出額（百万円）                                  | 44<br>R1(2019)～R5(2023)の<br>中庸3か年平均 | 44                   |
| スマート養殖技術を導入した事業者数（業者）                                 | 6                                   | 12                   |
| あさり漁獲量（トン）                                            | 129                                 | 400                  |
| 熊本県水産研究推進委員会等の評価による研究成果数（課題）                          | 4                                   | 16<br>（累計）           |
| 新規漁業就業者数（人）                                           | 28<br>R2(2020)～R5(2023)平均           | 28<br>（年間）           |
| 漁業共済の加入率（％）                                           | 93.8                                | 95.0                 |
| 県産水産物の輸出額（億円）                                         | 29.2                                | 31.3                 |
| 地産地消協力店のうち鮮魚販売点数（店舗）                                  | 108                                 | 119                  |
| 浜の活力再生プラン所得目標割合（％）                                    | 50<br>R2(2020)～R5(2023)平均           | 55                   |
| 水産物供給基盤機能保全事業基本計画策定の漁港数（漁港）                           | 2                                   | 15                   |
| 漁港主要施設の耐震化整備延長（m）                                     | 709                                 | 1,183                |
| 高潮浸水想定区域・津波災害警戒区域の指定率（％）                              | —                                   | 100<br>※目標年はR7（2025） |

#### 【参考指標：2項目】

| 参考項目                                                 | 基準年 R5（2023）                                     | 目標年【R9（2027）】 |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------|
| 熊本県資源管理方針における資源評価において資源水準が中位以上の魚種数（魚種）※ <sup>1</sup> | 6<br>（あさりを除く）                                    | 9<br>（あさりを除く） |
| アユ漁獲量（トン）                                            | 34<br>H27(2015)～R1(2019)の<br>5か年平均※ <sup>2</sup> | 34            |

※1 熊本県資源管理方針に掲げ、県が資源評価を行う県内の主要14魚種において、資源水準が・中位以上の魚種数。資源水準は、過去10年間の漁獲量等から、現在の資源を「高位」「中位」「低位」で評価したもの。

※2 令和2年7月豪雨以前の5か年間（平成27年（2015年）～令和元年（2019年））平均漁獲量である34トンを参考指標として設定した。

### くまもとの水産業の発展に向けた基本的取組みの方向

くまもとの水産業の発展に向けた基本的な取組みについて、これまで総論で述べてきた施策展開の考え方を踏まえ、次に示す4つの基本方針に基づき、海洋環境の変化やリスクに強い「くまもとの水産業」の実現に向けた各種施策を進めていきます。

#### 海洋環境の変化やリスクに強い「くまもとの水産業」の実現

##### 1 海洋環境の変化に対応した持続的な漁業・養殖業の推進

- (1) 頻発化する赤潮への対応
- (2) 養殖成長産業化
- (3) 資源管理・栽培漁業の推進
- (4) 水面の総合利用と漁業秩序
- (5) 漁場環境の保全
- (6) 試験研究・普及活動の推進

##### 2 水産業を支える人づくり

- (1) 漁村を担う人づくり
- (2) 意欲ある漁業者の経営安定対策の強化
- (3) 漁業協同組合の持続的な体制整備

##### 3 稼げる水産業の推進と販売体制の整備

- (1) 県産水産物の販売力の強化
- (2) 地産地消と魚食普及の推進

##### 4 海業等の推進による漁村の活性化

- (1) 浜の活力再生プランの加速化と支援
- (2) 安全・安心な漁場整備や海業の推進による活力ある漁村づくり

# 1 海洋環境の変化に対応した持続的な漁業・養殖業の推進

## (1) 頻発化する赤潮への対応

### 取組方針

八代海において令和3年度（2021年度）から4年連続で養殖魚を中心に漁業被害が発生しました。その被害額は50億円を超えており、養殖業者の経営状況は危機的状況にあります。養殖業者が、安心して事業継続を行うためには、有害赤潮による漁業被害を最小限に留める赤潮に強い養殖業の実現が必要です。

このため、事業継続や経営の安定化に向けた取組みの推進と有害赤潮の発生予測や被害軽減技術の確立を進めます。

### 具体的な方策

#### 1 事業継続や経営安定化に向けた取組みの推進

- 赤潮被害発生時のセーフティーネットとしての養殖共済加入を更に推進します。
- 赤潮駆除剤の備蓄を進めるとともに、有害赤潮発生時には、養殖業者による速やかな散布を行うことができるよう、早期発見と早期対策を実施するための体制整備に努めます。
- 海底耕うん等を行い、有害赤潮が発生しにくい養殖漁場の整備を推進します。
- 赤潮被害を軽減するための「足し網」や「生け簀の大型化」に加え避難漁場の設置を推進します。
- 漁業関係者と連携し、赤潮の影響を受けにくい漁場への養殖施設の移転について検討します。
- AIや画像解析技術を活用した有害赤潮プランクトンの自動計数システムを開発し、調査に係る労働負担や時間を削減し、赤潮情報をより迅速に共有するための体制を整備します。

#### 2 有害赤潮の発生予測や被害軽減技術の確立

- 漁業者、漁協、行政（市町、関係県、国）による赤潮監視ネットワークを強化し、早期発見・早期対応による赤潮被害の最小化に努めるとともに、国や研究機関、大学等との連携を強化し、赤潮発生メカニズムの解明や発生抑制・被害軽減技術開発等の取組みを推し進めていきます。

|     |
|-----|
| 目 標 |
|-----|

| 指標名                                                   | 基準年<br>R5（2023） | 目標年<br>R9（2027） |
|-------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 令和6年度（2024年度）以降、赤潮対策として、養殖密度の低減対策や漁場移転等を行った養殖業者の割合（％） | —               | 100             |

## (2) 養殖成長産業化

### 取 組 方 針

海面養殖業は、本県水産業の柱となる主要な産業であることから、安定した生産・流通体制を拡充させるとともに、新たな養殖種を導入し、稼げる養殖業を目指します。また、本県の海洋環境に適した最先端の養殖技術を目指して、ＩＣＴを活用した養殖管理システムを開発し、労働の効率化や収益性の向上を図りながら、「稼げる養殖業」の実現を目指します。

また、内水面養殖業の振興を図るため、アユ、ウナギ、ヤマメなどの安定した養殖生産に向けた各種取組みを推進します。

### 具 体 的 な 方 策

#### 1 海洋環境の変化に対応した魚類養殖業の推進

- 海水温の上昇や有害赤潮の発生等に広く対応できる養殖手法の開発、技術の普及を行います。また、適切な疾病対策を指導し、生産の安定化を図ります。
- 安全・安心な養殖魚づくりを推進し、養殖業者の取組みが県産養殖魚の販売につながるよう、消費者に広く周知・啓発を図ります。
- 適正な給餌管理や養殖漁場の底質環境の保全など、環境に配慮した養殖を引き続き推進します。

#### 2 環境対応型ノリ養殖業の推進

- 高水温等の海洋環境の変化に適応した養殖スケジュールの定着、養殖管理の徹底により、ノリの品質向上と均質化を図ります。
- 漁家経営の基盤強化に向け、省力化やコスト縮減の取組みを進めるとともに、ノリの共同自動乾燥施設の導入など協業化を推進します。

#### 3 海藻・貝類養殖の推進

- ヒトエグサなどの海藻類やマガキなどの貝類が、本県の新たな養殖として安定的な生産や収益が得られるよう、引き続き、新たな養殖手法の開発、技術の普及に取り組めます。

#### 4 スマート水産業の実装加速化

- ＩＣＴを活用した自動給餌機等の設備や環境センシング機器やＡＩを利用した養殖管理システムの開発を推進し、労働負担の軽減や収益性の向上や赤潮被害の低減を図ることにより、「稼げる養殖業」の実現を目指します。

#### 5 内水面養殖業の振興

- 養殖業者への疾病対策などの養殖技術に係る助言や巡回による水産用医薬品の適正使用の周知徹底などにより、内水面養殖を推進します。

|     |
|-----|
| 目 標 |
|-----|

| 指標名                   | 基準年           | 目標年<br>R9（2027） |
|-----------------------|---------------|-----------------|
| 1 経営体当たりのノリ養殖産出額（百万円） | 4 4 ※         | 4 4             |
| スマート養殖技術を導入した事業者数（業者） | 6<br>R5（2023） | 1 2             |

※ 基準年は R1（2019）～R5（2023）の中庸 3 か年平均

### (3) 資源管理・栽培漁業の推進

#### 取 組 方 針

水産資源の回復や持続的利用を図るため、改正漁業法に基づく新たな資源管理制度として、科学的な根拠に基づくTAC（漁獲可能量）管理と漁業者による自主的な資源管理の取組みを推進します。また、市町や漁協等と連携した放流事業を行うなど、栽培漁業を推進します。

漁場生産力の向上を図るため、資源管理型漁業や栽培漁業と連携した漁場整備を推進するとともに、漁協等による漁場の維持管理を支援します。

「熊本県産あさりを守り育てる条例」に基づき、各漁場の特性に応じた漁場環境の改善やあさり増殖などの取組みを関係機関と連携して支援し、漁業者が生業として収入を得られるような生産体制の構築を目指します。

内水面における水産資源の持続的利用を図るため、関係機関と連携してカワウや外来魚等による捕食被害の軽減に向けた取組みなどを推進します。

#### 具 体 的 な 方 策

##### 1 資源管理型漁業の推進

- 水産資源の回復を目指して、国は、改正漁業法に基づく新たな資源管理制度として、科学的な根拠に基づくTAC（漁獲可能量）管理や、漁業者による自主的な資源管理の強化を掲げています。これらの導入にあたっては、本県の水産資源が維持され、かつ持続的な漁業が営めるよう、漁業関係者と十分な協議を行いながら進めていきます。
- クロマグロ等のTAC（漁獲可能量）管理魚種については、「熊本県資源管理方針」により、魚種ごとにTAC管理の手法（漁獲枠配分等）を規定するとともに、国から配分される漁獲枠に基づいて、漁獲数量を管理していきます。
- 国のTAC魚種以外についても、本県の重要な魚種については独自に資源評価を行い、評価に基づく資源管理手法を「熊本県資源管理方針」に定めます。
- 「熊本県資源管理方針」に基づき策定される漁業者による自主的な資源管理措置を定める「資源管理協定」が着実に実施され、資源管理の効果が発現するよう、取組みの評価・検証を進めます。
- 県漁獲情報D×システムにより、漁業者による漁獲報告の効率化を図るとともに、収集した漁獲情報を資源評価に活用することで、資源評価の精度向上を図ります。

##### 2 栽培漁業の推進

- 持続可能な漁業生産を維持していくため、新たな資源管理制度に基づく取組みと併せて、「熊本県栽培漁業基本計画」に基づき、関係市町や漁協等と連携した放流事業を進めます。
- 種苗放流に当たっては、移動範囲の把握や適正な放流時期、場所等の検討を行い、

放流効果の最大化を目指します。

- 健全な種苗生産体制を確保するため、県内の種苗生産機関において、施設整備等の取組みを進めます。また、安定的に種苗を供給するため、種苗生産情報の共有を図るためのＩＣＴ技術の導入や、作業の省力化を図るための機器類の活用に取り組みます。

### 3 あさり資源回復に向けた取組みの推進

- 生活史を考慮した母貝～稚貝～成貝の各成長段階に応じた適正な保護・管理や食害対策を行うことで、あさりの資源回復と持続的な生産体制の構築に取り組みます。
- 有明４県と国が協調して取り組む広域的な浮遊幼生ネットワーク調査に基づき、母貝団地を設定し、適切な維持管理を行うことで、浮遊幼生の確保に取り組みます。
- 現地調査により、漁場カルテを作成し、各漁場の特性に応じた覆砂や耕うん等による生息環境の改善、休漁・保護区の設定による資源管理、被覆網等を用いた保護対策などの資源増殖に取り組みます。
- なお、これらの取組みにあたっては、「熊本県産あさりを守り育てる条例」に基づいて、漁業者や市町等と連携して進めます。

### 4 漁場整備（干潟、浅海域）

- 国や関係市町と連携し、水産生物の生息場所である干潟域における覆砂や浅海域での藻場造成等を計画的に取り組みます。施工にあたっては、ＩＣＴ施工や遠隔臨場を活用し、覆砂等の施工効率や安全性の向上に取り組みます。
- 漁場整備のより一層の事業効果の発現を図るため、漁協等による漁場の清掃や有害生物対策などの維持管理や種苗放流などに取り組みます。

### 5 内水面における水産資源の持続的利用

- 内水面資源の持続的利用を図るため、内水面漁協による漁獲制限や禁漁区の設定等の取組み、電子遊漁券販売システムの導入に向けた技術指導を行います。
- カワウによる食害を軽減するため、生息状況や被害魚種の情報を市町村に提供し、市町村が作成する鳥獣被害防止計画にカワウが位置づけられるよう働きかけていきます。また、カワウの生息域は広範囲に分布しており、県域を超えた対策が必要なことから、モニタリング調査を実施しながら、国や隣県と連携して対策を進めていきます。
- 外来種については、在来魚を捕食するなど生態系への悪影響が懸念されていることから、関係機関と連携して、駆除の取組みを推進します。

|     |
|-----|
| 目 標 |
|-----|

| 指標名        | 基準年<br>R5（2023） | 目標年<br>R9（2027） |
|------------|-----------------|-----------------|
| あさり漁獲量（トン） | 1 2 9           | 4 0 0           |

#### (4) 水面の総合利用と漁業秩序

##### 取 組 方 針

改正漁業法に基づき、水産資源の持続的な利用の確保と水面の総合利用を図ることで漁業生産力の発展を目指します。

漁場の使用に関する紛争防止及び解決を図るため、海区漁業調整委員会等と協力して漁業秩序の維持を図っていきます。加えて、悪質・巧妙化する違反行為を取り締まるため、密漁対策を含めた効率的な取締りを行うなど、関係機関と連携した漁業取締体制を整備します。

##### 具 体 的 な 方 策

#### 1 水面の総合利用による漁業生産力の発展

- 知事許可漁業については、操業状況や漁獲量を把握し、その情報を活用することで、意欲ある漁業者や新規就業者への操業機会を確保し、漁業生産性の向上に取り組めます。
- 漁業権については、制度の透明性を確保した上で、漁場を適切かつ有効に活用する漁業者や地域水産業の発展に寄与する者に免許を行い、漁業生産力の安定化を図り、水産業の発展に取り組めます。

#### 2 秩序維持の体制整備

- 県、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会、並びに関係漁協が協力して、水面利用に係る紛争等の防止・解決に当たります。
  - ① 漁業者間の紛争
  - ② 漁業関係法令の違反者に対する再発防止指導
  - ③ 漁業者や遊漁者等とのトラブル
- 漁業関係法令の遵守や新たな資源管理の効果を発現させるため、漁業及び水面利用に係る説明会等を実施するとともに、ドローンやデジタル技術を活用した取締りを強化します。
- また、海上保安部や地元警察と合同取締りの実施や密漁等の違反情報の連絡体制を構築して効率的な漁業取締体制を整備します。

## (5) 漁場環境の保全

### 取 組 方 針

有明海・八代海等の漁場環境の保全を図るため、漁業団体や市町等と連携し、水産資源の生息環境の保全・改善や漁場環境に配慮した養殖業を推進します。

また、近年頻発する大雨等の気象災害等に伴って発生するごみや流木などの漂流・漂着物について、より迅速な撤去・回収に向けた取組みを推進します。

水産業や漁村の多面的機能の発揮のため、漁業者や地域ボランティア団体等による藻場・干潟の保全や沿岸域の環境美化・保全の活動を推進するとともに、県民の更なる理解醸成と意識高揚を図ります。

### 具 体 的 な 方 策

#### 1 漁場環境の保全とモニタリング

- 環境浄化能力の高い二枚貝類による漁場環境の保全・改善を図るため、食害生物であるナルトビエイやチヌ等の駆除を進めます。
- 魚類養殖による環境負荷の低減を図るため、漁場環境に配慮した養殖を進めます。  
また、海域に存在する植物プランクトンを餌とするマガキ等の二枚貝養殖や海域の窒素、リンを吸収するヒトエグサ等の海藻養殖などに取り組みます。
- 大雨等に伴って漁場に流入する流木等による漁業被害を未然に防ぐためのフェンス等の設置を行うとともに、流木等が発生した場合に、漁業者等が早期回収できる取組みを進めます。
- 長期的な海洋環境の変化を把握するため、自動観測システムや漁業調査船を用いた漁場環境調査を実施するとともに、迅速な情報発信に取り組みます。

#### 2 漁業者等による漁場保全の活動促進

- 漂流・漂着ごみが水産資源に影響を与えないよう、漁業者等によるクリーンアップ活動を引き続き推進し、県民の更なる理解醸成と意識高揚を図ります。
- 漁業者等による漁民の森づくり活動の支援を通して、山から海までの連携した取組みを行い、県民の協力のもと漁場環境の改善に取り組みます。
- 大雨に伴って発生するごみや流木などの漂流・漂着物について、漁業者による回収・処分の取組みを進めます。
- 漁業者による海底清掃や耕うん等への取組みを支援し、漁場環境の保全・改善を行い、機能の回復に取り組みます。

#### 3 水産多面的機能の発揮

- 海洋環境や生態系の維持・回復を図り、水産関連の多面的な機能を発揮させるため、国の水産多面的機能発揮対策を活用し、漁業者等による藻場・干潟等の維持や保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

- また、近年、豪雨や台風等による災害が増えており、災害後の流木等の撤去など、活動組織による迅速な対応が行えるよう支援します。

## （６）試験研究・普及活動の推進（①環境変化及び現場ニーズに即した調査研究の推進）

### 取 組 方 針

水産研究センターにおいて、①「稼げる養殖業」の実現に向けた持続的な養殖生産に繋がる調査・研究、②有明海・八代海等の再生に向けた水産資源の持続的利用や漁場環境の改善、③県産水産物の差別化や付加価値向上並びに食の安全の確保などの現場ニーズに密着した調査・研究を推進します。

また、大学、国立研究開発法人水産研究・教育機構等と連携した水産研究イノベーションを推進することで、新たな技術の導入による水産研究の展開を図ります。

### 具 体 的 な 方 策

#### 1 持続的な養殖生産のための調査・研究

- 有明海・八代海等の定期的な漁場環境のモニタリングを行い、漁業関係者に対し、迅速に情報提供を行います。また、赤潮の動向予察について、国や大学と連携して取り組みます。
- 魚介類養殖については、漁業経営に深刻な損害を及ぼす赤潮や疾病への対策に取り組みます。また、養殖用種苗の供給源を不安定な天然資源に依存するブリについては、安定的に種苗を確保するための人工種苗生産技術等の開発に取り組みます。
- ノリ養殖については、近年の海洋環境の変化に対応するため、高水温耐性品種や高生長品種等の開発及び養殖管理の指導に引き続き取り組みます。
- 海藻類の養殖については、漁場の高水温化や植食性魚類等による食害に対応するための技術開発及び養殖スケジュールの指導に取り組みます。

#### 2 有明海・八代海等の再生に向けた水産資源の持続的利用や漁場環境の改善に関する調査・研究

- 水産資源の持続的かつ最大限の利用に向けた、資源管理方策立案のための資源動向の把握や評価を行います。また、水温、栄養塩等、海洋環境の変化と水産資源との関係性に関する調査・研究を行います。
- 本県の重要二枚貝であるあさり及びハマグリの子息状況について、定期的なモニタリング調査結果を速やかに漁業者へ周知し、持続的な漁業生産に向けた適切な資源管理の取組みを推進します。
- 藻場の状況を把握するため、モニタリング調査を行うとともに、海藻類の増殖に向けた調査・研究を推進します。

#### 3 県産水産物の差別化、付加価値向上並びに食の安全の確保に関する調査・研究

- 県産水産物の付加価値向上につながる水産物の加工技術の開発や品質評価に取り組みます。
- 二枚貝による貝毒食中毒のリスクを低減するため、定期的な貝毒モニタリング調査を行います。

4 大学、国研究機関等と連携した水産研究イノベーションの推進

- 大学や国研究機関、民間企業等との産学官連携を推進し、新たな技術を取り入れることで、水産分野の研究の加速化・発展を図ります。

|     |
|-----|
| 目 標 |
|-----|

| 指標名                          | 基準年<br>R5（2023） | 目標年<br>R9（2027） |
|------------------------------|-----------------|-----------------|
| 熊本県水産研究推進委員会等の評価による研究成果数（課題） | 4               | 16<br>（累計）      |

## （６）試験研究・普及活動の推進（②水産改良普及事業による現場への普及）

### 取 組 方 針

水産業普及指導員は、沿岸漁業の生産性の向上及び漁家経営の改善を図るため、漁業者や漁業現場のニーズを把握し、水産研究センターや国の研究機関が開発した技術や有益な情報を漁業者や漁業現場に普及するとともに、資源管理による水産資源の持続的利用や環境変化に対応した養殖業を推進し、本県水産業の振興を図ります。

また、意欲のある漁業者を対象に、水産業に役立つ知識や技術を得るための研修を行い、漁業の担い手や地域のリーダー的な漁業者を育成し、漁村の活性化を図ります。

### 具 体 的 な 方 策

漁業者や漁業現場が必要とする技術の普及と指導

- 魚介類養殖業については、近年、頻発する有害赤潮に迅速に対応するため、関係市町、漁協や漁業者と連携し、赤潮検鏡技術の普及や指導を行います。
- ノリ養殖業については、病害診断や経費と労力の削減等が見込まれる協業化に向けた検討や指導を行い、生産性の向上と経営の安定化を推進します。
- 海藻養殖業については、本県における主要な海藻類（ワカメ、ヒトエグサ、トサカノリ等）を主体に、生産性と漁業所得の向上を目的に、水産研究センター等が開発した養殖技術を普及します。
- 採貝漁業や漁船漁業については、水産研究センター等の調査・研究の結果をもとに、関係機関と連携し、資源の増殖と持続的利用を目的に資源管理手法と増殖手法及び藻場造成の技術を普及します。
- 県産水産物の消費拡大を図るため、県産水産物のＰＲをするとともに、付加価値向上のための加工品開発等を指導します。
- 漁業者や漁協、水産関係団体を対象に、関係法令、資源管理、漁場環境、加工・流通、漁法等に関する「漁業者セミナー」を開催し、最新の情報や技術を普及します。

## 2 水産業を支える人づくり

### (1) 漁村を担う人づくり

#### 取 組 方 針

漁業就業者の確保・育成を図るため、漁業就業希望者への情報提供や、国の給付金制度、長期研修制度を活用した受入体制等を充実させます。

また、担い手の資質向上を図るため、漁業士の活動支援や若手漁業者に対して、稼げる漁業に向けた実践力が身につく研修等を開催します。

さらに、地域水産業の活性化を図るため、漁業者や地域住民と連携した魚食普及を推進する人材の育成、教育機関と連携した水産加工品の開発などを支援していきます。

加えて、担い手不足への対策として、ICT等を活用したスマート水産業の導入などにより、漁業の労働効率化を図るとともに、漁業現場での外国人材や女性漁業者等の活用を推進していきます。

#### 具 体 的 な 方 策

#### 1 新規漁業就業者の確保

- 漁業就業希望者を対象に、市町や漁協、熊本県漁業就業支援協議会と連携し、漁業就業フェアや移住相談会等の場において、就業相談を行います。また、国の制度を活用し、漁業就業希望者を対象とする就業前研修や就業後の長期研修による支援を行うほか、県独自の支援制度により新規漁業就業者の受入や環境の整備と定着促進を図ります。
- 支援研修制度の情報発信を充実するほか、より良い研修体制や研修内容などの在り方を関係団体や関係市町と連携して検討します。
- 児童等を対象とした地びき網漁業等の体験学習や学生向けの水産職業体験などを実施し、海や漁業の魅力について学ぶ機会をつくり、漁業への理解と関心を高め、次世代の担い手の確保・育成を目指します。
- 高校生の漁業への就業を促進するため、水産高校等との連携を深め、熊本県漁業就業支援協議会を活用して、就業に関する情報の提供や漁業現場とのマッチングを推進します。

#### 2 将来の水産業を支える担い手の資質向上

- 担い手の資質向上のため、市町や県漁連と連携し、県が認定する地域のリーダーである漁業士の組織活動を積極的に支援します。
- 若手漁業者や漁業士の育成、資質向上のため、漁業にとどまらない基礎的又は応用的な知識や技術を得るための研修会や漁業者セミナーを開催するとともに、先進地視察等による他地域の漁業者との交流の場を提供します。
- 女性の漁業経営への主体的参画をすすめるとともに、女性リーダーの育成を図るため、女性漁業士の育成を積極的に進めていきます。

### 3 地域住民や学校との連携

- 漁業者が実施する魚捌き教室では、これからの食育を担う栄養学を学ぶ学生に対する開催や、受講生を指導者とした教室の実施などに取り組んできており、今後も、漁業者と連携して魚食普及を推進する人材を育成していきます。
- 地域水産業の活性化を図るため、漁業者と教育機関が連携した水産加工品の開発や製造販売などを推進します。

### 4 スマート水産業の導入（漁業の労働効率化）

- ICTを活用した自動給餌機等の設備や漁場環境センシング機器を導入し、AIを利用した養殖管理システムを開発して、「稼げる養殖業」の実現を目指します。
- 養殖業の効率化と高度化を図るため、ICTを活用した水温、塩分濃度等の漁場環境データの収集と情報発信を行います。
- ICTを活用して取得した水温や潮流等の海洋データから漁場形成の予測技術を開発し、いつ、どこで魚が獲れるかを把握することが可能となる「スマート沿岸漁業」の実現を目指します。

### 5 外国人材の活用

- 本県で盛んな漁船漁業や養殖漁業の漁業種類でも就労が可能な「特定技能」の活用を図るため、漁業関係団体や漁協等と協力して受入ニーズの把握などの情報の収集や共有を行います。

## 目 標

| 指標名         | 基準年 | 目標年<br>R9（2027） |
|-------------|-----|-----------------|
| 新規漁業就業者数（人） | 28※ | 28<br>（年間）      |

※ 基準年は R2（2020）～R5（2023）の平均

## (2) 意欲ある漁業者の経営安定対策の強化

### 取 組 方 針

国が実施する「漁業経営安定対策」を活用し、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補てんすることにより、資源管理型漁業や漁場環境の改善を推進し、安定した漁業生産を確保することで、漁業経営の安定化を目指します。

また、頻発する自然災害に対するセーフティーネットである漁業共済制度への加入促進や漁船保険制度における義務加入の確保、各種制度資金の活用を促進し、漁業経営の安定を目指します。

### 具 体 的 な 方 策

#### 1 漁業経営安定対策

- 市町や漁協と連携し、漁業者が自ら取り組む資源管理協定や適正養殖可能数量の設定による漁場改善計画を設定するとともに、これらの着実な実践を推進します。
- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、関係機関と連携し、漁業共済（漁獲共済、養殖共済）の掛金を補助することにより、漁業共済と積立ぶらすへの加入を推進します。

#### 2 漁業保険制度（漁業共済制度・漁船保険制度）

- 熊本県漁業共済組合との連携を強化し、現地説明会等により新規加入者を掘り起こす等の加入促進を図ることと併せ、赤潮特約の共済掛金補助を行います。
- 漁船保険組合と連携し、義務加入の更新時期を迎えた加入区について、適切に手続きを行います。

#### 3 金融、制度資金

- 各種水産関係制度資金の活用促進を図るため、金利一覧表を含む制度概要について県ホームページ等で公表します。

### 目 標

| 指標名          | 基準年<br>R5 (2023) | 目標年<br>R9 (2027) |
|--------------|------------------|------------------|
| 漁業共済の加入率 (%) | 93.8             | 95.0             |

### (3) 漁業協同組合の持続的な体制整備

#### 取 組 方 針

経営状況が悪化している漁協に対して、経営改善計画の策定支援及び、事業収益の向上に重点を置いた助言や指導を行い、経営改善の取組みを推進します。

また、漁協の経営管理体制の強化に向け、検査担当部署との連携による法令遵守態勢の整備や県漁連と連携した漁協の人材育成を促進するとともに、漁協が取り組む組織再編や、将来的に地域の核となる自立した体制の構築を促進します。

#### 具 体 的 な 方 策

##### 1 漁協の経営改善

- 経営状況が悪化している漁協に対して、その自助努力を促しつつ、財務の専門家の活用等による財務の健全化、経営改善計画の策定及び進捗管理の助言、指導を行い、経営改善の取組みを推進します。
- 熊本県漁業協同組合等監督指針に基づき、オフサイト・モニタリングとしての巡回指導により、財務状況を把握し、特に経営状況が悪化している漁協については、事業収益の向上に重点を置いた経営改善の助言や指導を行います。

##### 2 漁協の経営管理態勢の強化

- 検査で把握した漁協内の問題点について、巡回指導を通じて改善状況のフォローアップを行うなど、検査担当部署との連携による業務運営の適正化の指導を徹底し、法令遵守態勢の整備を支援します。
- 組合役職員の資質向上を図るため、県漁連主催の研修事業を活用し、漁協の人材育成の取組みを支援します。

##### 3 漁協の組織強化

- 複数漁協による事業統合のほか、単独漁協における収益強化や経営効率化の検討を支援し、漁協自らによる将来的に地域の核となる自立した体制の構築を促します。
- 経営悪化により、緊急的な対応が必要な漁協に対しては、県においても財政状況の確認を行うなど、重点的な支援も行いながら、早急に組合の方向性の検討を促します。

### 3 稼げる水産業の推進と販売体制の整備

#### (1) 県産水産物の販売力の強化

##### 取組方針

「食のみやこ熊本県」の創造による稼げる水産業の推進のため、「くまもと四季のさかな」をはじめとした天然水産物やマダイ、ブリなどの養殖水産物の販路拡大に向けた取組みを支援します。特に、人口減少による国内需要の減少が見込まれる中、養殖水産物の更なる輸出拡大を積極的に推進します。

また、地域水産物のブランド化を推進し、認知度向上による漁業所得の向上に向けた取組みや漁協を中心とした水産物などの地域資源、漁村が持つ伝統文化や豊かな自然環境を活用した6次産業化の取組みを推進します。

物流に係る2024年問題に伴い、鮮度が重要な水産物においては様々な制約から、輸送エリアの縮小や輸送距離に応じた物流コストの上昇が想定されます。そのため、地産地消を積極的に推進し、2024年問題の影響を考慮した多様な出荷先の確保や、経営リスクの分散を図る取組みを支援します。なお、随時、実情を的確に把握しながら、フェーズに応じて、適時適切に施策を講じていきます。

##### 具体的な方策

#### 1 天然・養殖水産物の販路拡大（国内販売強化）

- 漁協等が行う量販店との直接取引や消費者への直接販売、加工品製造など、漁業関係団体が取組む新たな販売事業を支援します。
- 都市圏での商談会への出展支援を行うことにより、県産水産物の販路拡大と認知度の向上を推進します。
- 流通業者等の品質や衛生管理に対するニーズに応えるため、高度衛生管理の基準を満たす漁協等の荷捌施設や加工施設等の整備を推進します。
- 関係市町、漁業関係団体等と連携して、「熊本モデル」による県産あさりの産地偽装を抑止し、適正な流通・販売を継続することにより、県産あさりの信用確保と販路拡大に取り組めます。

#### 2 養殖水産物の販路拡大（輸出の更なる拡大）

- アメリカや香港、台湾など既存輸出国での販路拡大活動を支援し、養殖水産物の販売力強化に取り組めます。
- 輸出相手国の基準に対応した、衛生管理施設の導入、新興国への輸出ルートの開拓を支援し、EU加盟国や東南アジアなどの新規国への輸出を促進し、輸出先の多角化を推進します。
- 熊本県水産物輸出促進協議会の会員の拡充による県内輸出事業者の連携の強化を図り、更なる輸出促進を進めます。

### 3 ブランド化の取組み

- 各海域の特徴ある水産物について、地域団体商標等によるブランドの保護を図るとともに、認知度向上等の取組みを支援し、魚価の向上や消費の拡大に繋がります。

### 4 6次産業化への支援

- 漁協と民間企業の連携による水産物の直接販売や加工品開発などを推進し、稼げる水産業の実現に向けた取組みを支援します。
- 商品開発や品質評価等を希望する漁業関係者を対象に、水産研究センターのオープンラボを活用した商品化等の技術指導を行い、県産水産物の消費拡大と所得向上の取組みを支援します。
- 漁村地域の活性化や漁家所得の向上を図るため、漁業者や漁協等による直接販売、ブランド化や加工品開発等による水産物の付加価値向上に向けた取組みを推進します。

|     |
|-----|
| 目 標 |
|-----|

| 指標名            | 基準年<br>R5（2023） | 目標年<br>R9（2027） |
|----------------|-----------------|-----------------|
| 県産水産物の総輸出額（億円） | 29.2億円          | 31.3億円          |

## (2) 地産地消と魚食普及の推進

### 取 組 方 針

「くまもと地産地消推進県民条例」の理念に基づき、消費者に水産業や漁村の情報発信を共有するとともに、「くまもと四季のさかな」をはじめとした県産水産物の地産地消や魚食普及が図られるよう普及・啓発活動を推進します。

また、農業団体等とも連携し、各地域における農林畜水産物の消費拡大や魅力の発信に取り組めます。

### 具 体 的 な 方 策

- 地産地消を推進するため、「くまもと四季のさかな」をはじめとした県産水産物の認知度向上、地域内流通の強化に積極的に取り組みます。
- 市場関係者や水産物販売業者などと連携し、「くまもと四季のさかな」を中心とした県産水産物の旬や調理方法などの情報発信活動により、魚食普及を推進します。
- 幼児や児童等への魚捌き方教室や漁業体験学習を実施し、水産物の魅力や重要性、水産物の生産過程などの理解を深め、魚食普及を図ります。

### 目 標

| 指標名                      | 基準年<br>R5 (2023) | 目標年<br>R9 (2027) |
|--------------------------|------------------|------------------|
| 地産地消協力店のうち鮮魚販売店数<br>(店舗) | 108              | 119              |

## 4 海業等の推進による漁村の活性化

### (1) 浜の活力再生プランの加速化と支援

#### 取組方針

5年で10%の漁家所得向上を目指す「浜の活力再生プラン」を策定している地域においては、各地域が自ら掲げる漁業所得の向上に向けた取組みを支援することで漁村の活性化を図り、本県水産業を持続可能な稼げる水産業として確立します。

プランの終期を迎える地域については、次期プランの策定を推進し、取組みの加速化を支援します。

また、「浜の活力再生プラン」を核とした漁業者の経営力強化を図るため、地元漁協や市町、県、国が一体となって漁業所得の向上に取り組んでいきます。

さらに、浜の機能再編を促進するために、「浜の活力再生広域プラン」の策定とプランに基づき漁業団体等が実施する取組みを支援します。

#### 具体的な方策

#### 1 プランの加速化に向けた支援

- 「浜の活力再生プラン」を策定している地域においては、毎年所得目標達成状況を確認し、所得目標が達成できるよう、PDCAサイクルに基づく評価や改善の指導・支援を行います。また、「浜の活力再生プラン」に掲げた取組み効果を更に高めるため、国の浜の活力再生・成長促進交付金などの関連施策の積極的な活用を進めていきます。
- 「浜の活力再生プラン」の終期を迎える地域については、関係市町と連携して5年間の取組みを分析し、次期プランにおいて取組みが加速化するように、水産業普及指導員等による策定支援を行います。
- 「浜の活力再生広域プラン」等に基づいて実施される国の漁船リース事業（水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業）、機器導入事業（競争力強化型機器等導入緊急対策事業）、新リース事業（水産業成長産業化沿岸地域創出事業）を推進します。

#### 目標

| 指標名                   | 基準年  | 目標年<br>R9（2027） |
|-----------------------|------|-----------------|
| 浜の活力再生プラン所得目標達成率（%）※1 | 50※2 | 55              |

※1 浜の活力再生プランの策定地域における漁業者の所得を5年間で10%以上増加させた地域の割合

※2 基準年はR2（2020）～R5（2023）の平均

## (2) 安全・安心な漁港整備や海業の推進による活力ある漁村づくり

### 取 組 方 針

水産業の基盤である漁港について、漁港施設の長寿命化に向け、新技術を導入しながら予防保全型の老朽化対策を計画的に進めるとともに、作業の軽労化や安全性の向上などの就労環境の改善に取り組みます。

近年、頻発化・激甚化する自然災害に備え、拠点漁港等の漁港施設の耐震化等による生産・流通機能の強化を図ります。

水産物の生産・加工・流通の拠点となる漁業関連施設については、地域の漁業形態に対応した施設機能の改修等を支援します。

また、安全・安心で快適な漁村環境を形成するため、下水道等の生活排水処理施設の漁村基盤や、大規模自然災害時に水産物の生産・流通を早期に再開する事前対策（事業継続計画）の取組みを支援します。

地域資源の価値や魅力を活かした海業による漁港施設等の新たな利活用を推進し、活力ある漁村づくりを目指します。

### 具 体 的 な 方 策

#### 1 漁港整備

- 水産物の安定供給を図るため、漁港施設の機能を保全する対策を計画的に取り組みます。
- 大規模自然災害に備え、国土強靱化及び漁村地域の安全・安心を確保するため、漁港の主要施設及び海岸の耐震化や嵩上げ改良等に取り組みます。
- 高齢者や女性の漁業従事者への配慮と新規就業者等の雇用機会を確保するため、安全で使いやすい浮桟橋等の施設を整備し、就労環境の改善に取り組みます。
- 漁港施設の機能確保に向け、予防保全型の老朽化対策に取り組むとともに、ドローン等の新技術を活用し、施設の長寿命化と更新コストの平準化・縮減を図ります。

#### 2 防災・減災への取組みの推進

- 地域一体となった防災・減災への体制づくりを推進するため、関係市町へ提供した高潮浸水想定区域図をもとに、関係市町が取り組むハザードマップの作成や避難訓練などの対策を支援します。
- 気候変動の影響を踏まえた防護水準の検討を行い、海岸保全基本計画を変更するとともに、水産物の生産・流通を早期に再開する事前対策（事業継続計画）の取組みを支援します。
- 想定を超える大規模な災害に備え、ハード・ソフトの両面からの対策による減災を目指し、高潮浸水想定区域及び津波災害警戒区域を指定します。

### 3 共同利用施設機能の確保

- 漁業所得の向上を図るため、漁業活動に必要な製氷施設や冷蔵施設などの共同利用施設の改修等を支援します。

### 4 漁村環境整備

- 生活環境の向上と水域の水質保全のため、下水道等の生活排水処理施設の整備を図ります。また、漁村の自然環境・景観を配慮した整備を図ります。

### 5 漁港の管理と利活用

- 漁港区域内の放置船について、漁業活動への支障や漁港施設への損傷などの問題が顕在化していることから、関係機関と連携して所有者による適正な処分を促進します。
- 漁港施設の適正な維持と占使用許可等の管理について、効率化と省力化を図るために漁港台帳のデジタル化に取り組みます。
- 漁村の所得と雇用機会の確保のため、漁業実態に合わせて、漁港区域内の低利用用地の整序等により、海業等に利活用しやすい環境整備を進めます。
- 海業による事業展開を長期安定的な運営とするため、漁港施設・用地及び水域の利活用に関する仕組みの検討を進めます。

## 目 標

| 指標名                             | 基準年<br>R5 (2023) | 目標年<br>R9 (2027)          |
|---------------------------------|------------------|---------------------------|
| 水産物供給基盤機能保全事業基本計画策定の漁港数<br>(漁港) | 2                | 15                        |
| 漁港主要施設の耐震化整備延長 (m)              | 709              | 1,183                     |
| 高潮浸水想定区域・津波災害警戒区域の指定率 (%)       | —                | 100<br>※目標年は<br>R7 (2025) |

## 資料編

## 用語解説

### 【あ行】

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 赤潮           | <p>【珪藻赤潮】</p> <p>植物プランクトン的一种である珪藻プランクトンが異常増殖し、海水の色が茶色や黄緑色などに変わる現象です。魚類等には影響はありません。しかし、珪藻赤潮がノリ養殖漁場で発生すると、窒素・リンなどの栄養塩類の競合が起こり、ノリの生長等に必要な栄養塩類が不足して、ノリ細胞内の色素の生成が阻害され、黄色等に変色することがあります。この現象のことを「ノリの色落ち」といいます。</p> <p>【有害赤潮】</p> <p>渦鞭毛藻類等の異常増殖により海水の色が茶褐色や緑褐色に変わる現象で、魚類や貝類のへい死などの被害を与えます。</p> |
| 赤潮監視ネットワーク   | 赤潮や有害プランクトンの発生状況について、県、市、漁業者が行った海域調査の結果を関係機関で共有するためのネットワークです。現場で養殖業を営んでいる方等へ、速やかに、かつ広域的な情報を伝達することで、早期の赤潮対応が可能となります。                                                                                                                                                                     |
| 海業           | 海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものです。（漁港漁場整備長期計画（令和4年3月）より）                                                                                                                                                                                  |
| オープンラボ       | 公開研究施設のこと、ここでは水産研究センター内に設置された水産加工に関する研究施設のことをいいます。                                                                                                                                                                                                                                      |
| オフサイト・モニタリング | 漁業協同組合への検査と検査の間において、健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要です。そのため、組合の決算に係る業務報告書等により組合の経営状況を把握し、組合から提出のあった各種情報を迅速かつ効率的に分析を行います。そして、分析結果の組合への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的取組を促すものです。                                                                                                        |

### 【か行】

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 海区漁業調整委員会 | <p>海区漁業調整委員会は、漁業法に基づく「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構」です。選挙による漁民委員、都道府県知事の選任による学識委員及び公益代表委員をもって構成されていましたが、漁業法の改正により、委員の選出方法が、公選制から都道府県知事が議会の同意を得て任命する仕組みに変更となりました。</p> <p>当該委員会は、その区域内における漁業に関する事項（漁業権免許に関する都道府県知事からの諮問への答申、紛争の調整及びその未然防止を図るための指示など）を処理しており、本県では2海区が指定されています。</p> |
| 外来魚       | 海外から国内の河川等へ移植された「外来種」のことを言います。国内の河川等に本来生息している「在来種」とその性質が異なることから、国                                                                                                                                                                                                        |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | <p>内の河川等が本来有している生態系等への被害や影響が懸念されています。</p> <p>主な「外来種」として、「外来魚」では、ブラックバス、ブルーギルなどが挙げられます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 環境対応型ノリ養殖 | <p>近年、秋の高水温化や年明け後に発生する珪藻赤潮により、ノリの養殖期間が短くなっています。ような海洋環境の変化に対応し、ノリ養殖業の生産性の向上と安定化を図るため、水温や珪藻赤潮等を勘案しながら、海況の安定した時期に行う採苗※<sup>1</sup>や網替え※<sup>2</sup>等の養殖管理を行う養殖のことです。</p> <p>※1 採苗</p> <p>秋の水温低下時に養殖用ノリ網を確保するため、ノリ網にノリ種をつける作業のことをいいます。有明海では、海面に網を張り、その下にノリの種を潜り込ませたカキ殻を下げて、カキ殻から放出したタネをノリ網につける「野外採苗（やがいさいびょう）」が一般的に行われています。</p> <p>※2 網替え</p> <p>採苗が終わると、ノリ網は、そのまま海面で続けて育成する「秋芽網」と、替え網として一旦冷凍施設で冷凍する「冷凍網」に分けられます。「秋芽網」は、秋から初冬にかけて収穫されます。一方、「冷凍網」は、漁場の環境条件をみながら、例年、12月の適期に冷凍施設から出され、海面に張り込まれ、その後、3月までノリを収穫します。網替えとは「秋芽網」から「冷凍網」へ張り替えることをいいます。</p> |
| 漁業共済制度    | <p>漁業共済は、漁業災害補償法に基づき、台風災害等の不慮の事故等により、漁業者が受ける損失の補てんを漁業共済団体が行う制度であり、漁業経営の安定に貢献しています。</p> <p>漁船漁業を主な対象とする漁獲共済、魚類養殖を主な対象とする養殖共済、貝類・藻類養殖を主な対象とする特定養殖共済及び、養殖施設や漁具を対象とする漁業施設共済の4共済があります。漁獲共済、特定養殖共済は生産金額に着目した収穫高保険方式、養殖共済、漁業施設共済は物損保険方式が採用されています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 漁業経営安定対策  | <p>国が国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に漁業共済の仕組みを活用した漁業収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な経営安定対策を構築する対策のことです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 漁業士       | <p>漁業士には、「青年漁業士」と「指導漁業士」の2種類があります。「青年漁業士」は、地域における中核的な漁業者です。また、「指導漁業士」は、漁業技術や経営能力が優れ漁村青少年の指導に熱意を有する漁業者で、両者とも県が認定します。令和6年9月現在、「青年漁業士」は45人、「指導漁業士」は70人の計115人が認定されています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 漁港        | <p>【第1種漁港】</p> <p>漁港の利用範囲が地元の漁業を主とするものです。本県では、玉名漁港、松合漁港、都呂々漁港など80港です。</p> <p>【第2種漁港】</p> <p>漁港の利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属さないものです。本県では、塩屋漁港、御所浦漁港、二江漁港など22港です。</p> <p>【第3種漁港】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       | 漁港の利用範囲が全国的なものです。本県では、牛深漁港 1 港です。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 漁業所得(漁家所得、漁労所得、漁労所得率) | <p>【漁家所得】<br/>漁業所得＋漁業外事業所得＋事業外所得です。</p> <p>【漁業収入】<br/>年内の漁業経営の結果得られた収入の総額です。</p> <p>【漁業支出】<br/>漁業収入を得るのに要した費用の合計です。</p> <p>【漁業（労）所得】<br/>漁業（労）収入－漁業（労）支出のことです。</p> <p>【漁業（労）所得率】<br/>漁業（労）収入に占める漁業（労）所得の比率です。</p>                                                             |
| 漁場生産力                 | 海には様々な水産生物が生息しており、その種類に応じて、適した生息域に分布し、漁場として利用されています。その漁場における様々な水産生物の生産能力のことを指します。                                                                                                                                                                                             |
| 漁場改善計画                | 漁業協同組合等が養殖漁場の自主的な改善を促進するために策定する計画のことで、認定は知事が行います。養殖漁場を養殖水産動植物の生育に適した状態に回復・維持するとともに、特定疾病のまん延防止のための措置を整備し、持続的な養殖生産の確保を図ろうとするものです。                                                                                                                                               |
| 漁民の森づくり               | 森林が持つ豊かな水の安定的な供給・確保を図り、漁場環境の維持回復を目的として、漁民が中心となった植林や育林などの活動のことを言います。                                                                                                                                                                                                           |
| くまもと四季のさかな            | <p>県では、平成 14 年（2002 年）8 月に「くまもと四季のさかな」17 種を選定し、旬の県産水産物の認知度向上と地産地消を推進しています。</p> <p>春：まだい、あさり、こういか、きびなご</p> <p>夏：いさき、たこ、あじ、はも、くるまえび（県魚）</p> <p>秋：たちうお、もちうお、がざみ、しいら</p> <p>冬：ぶり、ひらめ、このしろ、がらかぶ</p>                                                                                |
| 熊本県資源管理方針             | 資源の回復と持続的利用を図るため、令和 2 年（2020 年）11 月 30 日に策定し、TAC（漁獲可能量）管理を実施する資源における漁獲可能量の配分基準の設定や、各魚種の資源管理の方向性等を定めました                                                                                                                                                                        |
| 熊本モデル                 | <p>漁場から販売協力店で販売されるまでの流過程を把握するトレーサビリティ、販売協力店認証制度、漁場・荷揚場・認定工場・販売協力店での監視業務、DNA 分析を一体的に実施し、純粋な県産あさりの流通・販売における産地偽装を抑止する取組みのことを言います。</p> <p>「熊本モデル」による流通には、共販流通と共販外流通の 2 つのパターンがあります。共販流通とは、熊本県漁業協同組合連合会が行う入札を経て共同出荷する流通のことで、共販外流通とは、漁業者・漁協による直販や EC サイトによる販売など、共販流通以外の流通のことです。</p> |
| 経済事業                  | 漁協が行う事業には、漁業用燃油、漁網、養殖用の飼料など組合員の事業や生活に必要な物資を漁協が一括購入して組合員に供給する「購買事業」と、組合員が生産した漁獲物、その他の生産物を消費者に届ける「販売事業」などがあり、一般的に「経済事業」と呼ばれています。                                                                                                                                                |

|        |                                                                                                                                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耕うん    | 海底を器具（爪のついた金属製の桁（けた）、トラクター等）を使って耕し、海底の堆積物を攪はんさせて、底質を改善しようとするものです。耕うんを行うことで、水産生物の生息環境が改善され、アサリやクルマエビ等の水産資源が増えることが期待されます。                                                              |
| 高度衛生管理 | 水産物について、陸揚げから荷さばき、出荷に至る各工程において、生物的、化学的あるいは物理的な危害を分析・特定の上、危害要因を取り除くためのハード及びソフト対策を講じることを言います。また、取り組みの持続性を確保するため、定期的な調査・点検の実施、記録の維持管理と要請に応じた情報提供を可能とする体制を構築することで、総合的な衛生管理体制の確立を目指すものです。 |

## 【さ 行】

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栽培漁業        | マダイなどを人為的な設備、環境下で育成し保護した後、自然へ戻して、漁業の促進を図るシステムで、「つくる漁業」ともいわれます。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 作れい         | 漁船等の航路の確保や潮通しを良くするため、浅海漁場に水路を掘ることをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 資源管理型漁業     | 水産資源の維持・増大を図りつつ、漁業が持続的に営めるように漁業規制などの措置をとることです。また、そのような取り組みを行う漁業形態のことを言います。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 資源管理協定      | 令和2年の漁業法改正に伴い、T A C魚種（特定水産資源）以外の魚種について、漁業者自身が自主的な資源管理目標を定め、漁業者同士が締結するものです。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 水産多面的機能発揮対策 | <p>水産業・漁村が持つ多面的機能が効果的、効率的に発揮されるよう、漁業者等が行う「環境・生態系保全」、「海の安全確保」等の活動への支援を通じて、県が国の補助等を活用しながら、市町と連携して行う対策のことです。</p> <p>【水産多面的機能】</p> <p>水産業・漁村の本来的機能である水産物の安定供給以外の機能のこと。具体的には、国境監視、海難救助などの「国民の生命・財産の保全機能」、陸域から海に流出した栄養塩類について漁獲を通じて海から回収する「物質循環の補完機能」、藻場・干潟の維持・管理、海岸清掃、油濁等汚染源の除去、植樹等による「生態系と海域環境保全機能」、体験学習、交流イベント、文化の創造・継承等の「交流などの場の提供の役割」などがあります。</p> |
| 水産用医薬品      | <p>動物に使用される医薬品（動物用医薬品）のうち、水産動物に使用されるものを一般的に「水産用医薬品」といいます。水産用医薬品は、「薬事法」に基づき、その使用方法が定められ、その使用方法を遵守した使用における安全性及び有効性が確保されたものだけが製造されています。</p> <p>また、その承認制度により、その製造から対象魚種や対象の病気、出荷前の使用禁止期間等などの使用方法まで、きちんと定められています。</p>                                                                                                                                |
| スマート水産業     | 従来、経験や勘を基本として行われてきた漁場の探索等について、I C T※ <sup>1</sup> を用いて、水温や塩分、潮流等漁場環境に関する情報の可視化を行い、こうした新たな技術の導入によって、省人・省力化による収益性の向上やデータに基づいておこなう漁業のことです。                                                                                                                                                                                                         |

|      |                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>※１ ICT</p> <p>Information and Communication Technology：情報通信技術、情報伝達技術のこと。</p>                 |
| 種苗放流 | <p>天然資源を増殖することを目的にして、種苗と言われる魚介類の稚魚、稚エビ・カニ、貝類等を放流することです。本県においては、マダイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ等が放流されています。</p> |
| 曾根   | <p>海中の暗礁（水面下に隠れていて見えない岩）のことで、定着性の魚類等の好漁場となっています。</p>                                            |

## 【 た 行 】

|            |                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地産地消       | <p>地産地消とは、「地元で生産されたものを地元で消費する」ことを意味します。近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まってきています。本県においては、地産地消の取組みを推進するため、平成２１年（２００９年）３月に「くまもと地産地消推進県民条例」を制定しています。</p>                 |
| 長寿命化計画     | <p>施設の改築・更新の前に適切な維持管理を行い、施設の機能の確保と延命化を図るための計画です。老朽化の進行を事前に予測し、対策工法を計画・実施することで対策工事の規模の縮減と予算の平準化が期待されます。</p>                                                                                                  |
| 地理的表示保護制度  | <p>地域には長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質や評価を獲得するに至った産品が多く存在します。これらの産品のうち、品質や社会的評価など確立した特性が産地と結び付いている産品について、その名称を知的財産として保護する制度が「地理的表示（GI：Geographical Indication）保護制度」です。本県水産物では、「田浦銀太刀」が登録されています。</p> |
| 底質         | <p>底質は、生物の分布を左右する最も重要な環境要因の一つであり、水域では底泥、岩石底が代表的な底質となっています。</p>                                                                                                                                              |
| 適正養殖業者認証制度 | <p>養殖トラフグへのホルマリン使用問題を契機として、平成１５年度（２００３年度）に全国に先駆け、県と県漁連が共同で養殖トラフグ生産履歴認証制度を整備しました。平成１８年度（２００６年度）からは、県の主要な養殖魚種であるマダイ、ブリを加えるなどして、「適正に養殖している業者」であることを認証し、県産養殖魚介類の安全・安心を消費者等にアピールしています。</p>                       |

## 【 な 行 】

|        |                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ナルトビエイ | <p>ナルトビエイは、温帯・暖海性のトビエイ科魚類ですが、温暖化にともない瀬戸内海や有明海に大量に出現してきました。大きなものでは２０kgを超え、アサリなど二枚貝の食害生物であることから、有明海では平成１４年からナルトビエイの駆除を行っています。</p> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 【 は 行 】

|           |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ハザードマップ   | ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されています。また、ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民などは迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減に非常に有効です。                                                   |
| 浜の活力再生プラン | 漁業者の所得向上を通じた漁村地域の活性化を目指し、漁業者が主体となって5年間、具体的な取組みを実行するための総合的な計画のことで、漁業者が5年間で10%の所得向上を目指すこととしています。                                                                                                                                                          |
| 東シナ海区     | <p>漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を用意するため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた地域区分の一つです。以下の①、②の間及び③、④の間に属する東シナ海側の市町村及び沖縄県の地域区分になります。</p> <p>①鹿児島県と宮崎県の境界<br/>         ②福岡県北九州市旧門司漁業地区と田野浦漁業地区の境界<br/>         ③山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界<br/>         ④山口県と島根県の境界</p> |
| 干潟        | 遠浅の海岸で潮が引くと干出する砂、砂泥あるいは泥質の場所のことをいいます。アサリ、ハマグリなどの二枚貝やスナガニなどの甲殻類などが生息しています。                                                                                                                                                                               |
| ふくさ<br>覆砂 | 覆砂とは、海底や湖底の底質改善を目的として、海底などを砂等により覆うことです。覆砂による改善効果には、底質の改善、栄養塩の溶出量の削減、溶存酸素消費量の削減、水質の改善、アサリなどの生物相の回復などがあります。                                                                                                                                               |
| 浮体式係船岸    | 干潮時や満潮時でも、漁船と相対する高さが常に一定となるように、潮位の変化にあわせて上下する係船施設のことです。                                                                                                                                                                                                 |
| 本県の海岸線    | <p>本県の海岸線の総延長は1,066km（全国9位）で、そのうち漁港区域内の海岸線の延長は298kmです。（令和5年度（2023年度）版海岸統計より）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有明海の海岸総延長は580km、うち本県分295kmです。</li> <li>・八代海の海岸総延長は747km、うち本県分550kmです。</li> <li>・天草西岸の海岸線延長は221kmです。</li> </ul>                 |

## 【 ま 行 】

|      |                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藻場   | 「藻場」とは海藻が多く繁っている場所です。藻場は、栄養分（窒素・リン）などを取り込み、水をきれいにする働きがあり、魚の産卵や成育の場所となっています。しかし、近年、「磯焼け」と呼ばれる大規模な藻場の喪失が見られています。 |
| 藻場造成 | 水産上重要な機能を持っている藻場を保全し、また回復、拡大させるための計画的な行為をさします。代表的なものとして、投石、岩礁爆破などの物理的手法と生物的手法である移植があります。                       |

## 【 や 行 】

|       |                                                                                                                                                      |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 遊漁（者） | <p>「遊漁」とは、レクリエーションのために行う釣りや潮干狩等の営利を目的としない水産動植物の採捕等を意味したものです。 また、船舶を利用した遊漁の一つとして「遊漁船業」という事業があります。これは船舶により乗客（遊漁者）を漁場に案内し、釣りその他の方法で水産動植物を採捕させる事業です。</p> |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 【 ら 行 】

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6次産業化 | <p>第一次産業としての農林水産業と、第二次産業としての製造業、第三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みのことを6次産業化と呼んでいます。</p> <p>水産業は、産業分類では第一次産業に分類され、水産物の生産を行うものとされています。漁業者が水産物の生産に加えて、第二次産業の食品加工、第三次産業の流通・販売を行うことにより、加工賃や流通マージンなどの第二次、第三次産業の事業者が得ていた付加価値を漁業者自身が得ることによって水産業を活性化させようというものです。</p> |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 熊本県水産業基本計画

～令和7年（2025年）〇月策定～

発 行 熊本県農林水産部農林水産政策課

〒862-8570

熊本市水前寺6丁目18-1

電 話 096-383-1111（代表）

FAX 096-383-3270